

第3次東御市環境基本計画の策定について

市民生活部 生活環境課

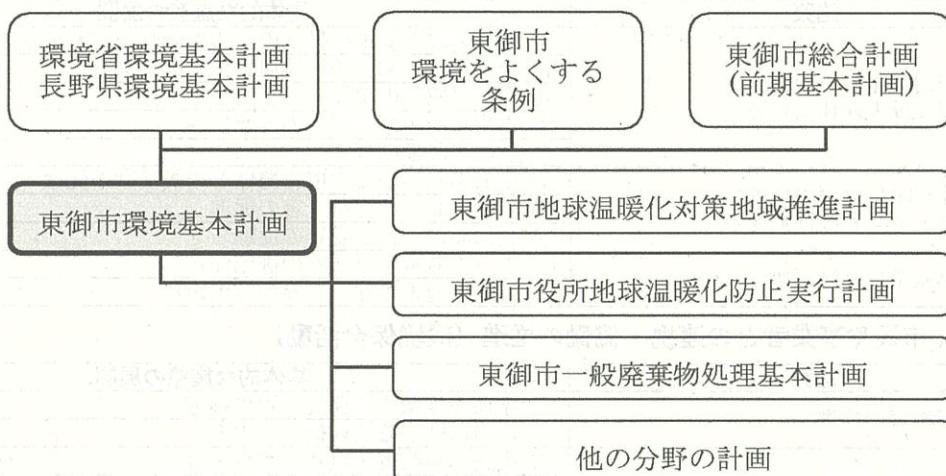
1 計画策定の趣旨

現在の「第2次東御市環境基本計画」が令和7年度で最終年度を迎えることから、これまでの取組の成果と課題を踏まえつつ、気候変動による豪雨災害の増加や生物多様性の損失など、環境をめぐる新たな課題、また社会情勢の変化に対応するため、地域特性に即した「第3次東御市環境基本計画」を策定します。

本計画では、持続可能な地域社会の実現を目指し、今後10年間における環境施策の方向性を示します。

2 計画の位置づけ

国および県の環境基本計画の方針を踏まえるとともに、「東御市環境をよくする条例」の基本理念のもと、本市の上位計画である「第3次東御市総合計画（前期基本計画）」に基づき、そこで示されている「SDGsの実践」や関連する「基本目標」、「土地利用構想」等との整合を図りながら、環境に関する施策を推進するものです。また、地球温暖化対策に係る個別計画をはじめとする各種関連計画とも整合を図り、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に、関係部門と連携して推進します。



3 計画期間

令和8年4月1日～令和17年3月31日までの10年間

4 計画の基本理念、基本目標及び基本施策

- (1) 基本理念 持続可能なまちをはぐくみ みどりの地球を未来へ
- (2) 基本目標および基本施策

基本理念の実現に向け、対象とする4つの環境分野（生活環境、自然環境、地球環境、環境保全活動）ごとに、4つの基本目標と13の基礎施策、38の具体的施策を定め、これらの施策の展開を通じて、良好な環境の保全と創出を目指します。

基本目標1 安心して暮らせる快適なまちづくり（生活環境）

施策	具体的な施策の展開
(1) 水環境の保全と良質な水資源の確保	① 良質な水環境の維持・確保 ② 適切な排水対策の推進 ③ 「水や水辺の環境を楽しみ・守る」の取組の推進
(2) 大気環境の保全	① 大気環境の測定と情報公開 ② 行政による率先行動の推進 ③ 市民・事業者の活動による大気汚染の抑止
(3) 環境美化の推進と公害の未然防止	① 環境美化の推進 ② 生活マナー・モラルの向上 ③ 騒音・悪臭等の公害の未然防止と指導
(4) 不法投棄・空き家対策の推進	① 不法投棄対策の強化 ② 空き地・空き家対策の推進

基本目標2 自然を保全し、共に生きるまちづくり（自然環境）

施策	具体的な施策の展開
(1) 森林・農地の保全	① 森林の保全と活用 ② 協働による森林づくりの推進 ③ 持続可能な農業の推進と農地の保全
(2) 生態系の保全	① 身近な動植物の保全 ② 自然を学ぶ機会の創出
(3) 自然とのふれあいの推進	① 親しみのもてる水辺づくり ② 子ども・市民の自然体験学習の推進 ③ 農業を通した自然とのふれあいの機会の創出
(4) 風景・景観の保全	① 歴史・文化的景観の保全と活用 ② 農村・自然景観の緑化の推進 ③ 市民による景観づくりの促進 ④ 景観形成のルールと情報発信

基本目標3 地球環境に配慮したまちづくり（地球環境）

施策	具体的な施策の展開
(1) 地球温暖化対策の推進 (設備投資・森林吸収等)	① 地球温暖化対策の推進のための計画策定と検証 ② 公共施設における地球温暖化対策の推進 ③ 森林吸収量の確保 ④ 再生可能エネルギーの普及推進 ⑤ 省エネ設備の導入
(2) 地球温暖化対策の推進 (市民・事業者の行動変容)	① 脱炭素についての情報発信と市民活動の促進 ② 移動における行動変容の促進 ③ 食における行動変容の促進
(3) ごみ減量化と適正処理	① ごみの減量化（ごみの排出前） ② ごみの適正処理（ごみの排出後）

基本目標4 市民や事業者との連携・協働の推進（環境保全活動）

施策	具体的な施策の展開
(1) 環境教育の推進	① 学校や地域での環境教育の推進 ② 環境に関する情報提供の推進
(2) 環境保全活動の推進	① 市民・事業者・行政の連携・協力による「生活環境」の保全 ② 市民・事業者・行政の連携・協力による「自然環境」の保全 ③ 市民・事業者・行政の連携・協力による「地球環境」の保全

5 計画策定の経過と今後のスケジュール

月日	会議等	内容
令和7年 7月 18日	第1回環境市民会議	第3次計画について
7月 25日～ 8月 20日	環境についての 市民・事業者アンケート	市民・事業者へ環境配慮・脱炭素等についての考え方や行動を把握するため（市民 1200 名、237 事業者）
10月 8日	第2回環境市民会議	市民・事業者アンケートの結果について 計画(骨子案)について
11月 7日	第3回環境市民会議	計画(素案)について
11月 21日	第1回環境審議会	計画(素案)について、諮問
12月 10日～ 令和8年 1月 8日	パブリックコメントの実施	計画(素案)について市民からの意見募集
2月	第2回環境審議会	計画(案)について審議、答申
3月上旬	第4回環境市民会議	計画についての確認、策定
4月	計画の公表	市ホームページ

第3次東御市環境基本計画

(素案)

令和8（2027）～令和17（2036）年度

※写真、コラムは成案であります。

東御市

目次

第1章 基本事項	1
1. 計画の趣旨	2
(1) 計画策定の背景	2
(2) 国・県の環境基本計画	3
①国の第六次環境基本計画（令和6（2024）～令和12（2030）年度）の概要	3
②長野県の第五次環境基本計画（令和5（2023）～令和9（2027）年度）の概要	4
2. 計画の位置づけ	5
3. 対象範囲	6
(1) 対象地域	6
(2) 対象とする環境	6
4. 対象エリア	7
(1) 本市の概況	7
①地勢等	7
②土地利用の状況	8
③人口の状況	8
④産業別の就業者数	9
(2) 地域ごとの環境特性	9
①森林ゾーン（森林エリア 自然公園）	9
②田園集落ゾーン	9
③市街地及び周辺ゾーン	10
5. 計画を進める主体	11
6. 計画の期間	11
第2章 環境の現状と課題	12
1. 環境を取り巻く状況	13
(1) 世界的に環境変化の状況	13
①温暖化・気候変動	13
②生物多様性の喪失	13
③土地・資源の劣化	14
④今後の方向性	14
(2) 国内の環境変化の状況	14
①温暖化・気候変動	14
②森林・吸収源	14
③生物多様性	14
④土地・農地の減少	15
⑤今後の方向性	15
2. 環境に関する本市の現状	16

(1) 生活環境：人の暮らしや社会の基盤となる環境を守ること	16
①水・大気環境の保全	16
②快適な生活環境の保全	16
③景観の保全	17
(2) 自然環境：生態系・生物多様性の保全と活用を進めること	17
①森林・農地の保全	17
②生態系の保全	17
③野生鳥獣との共生と害虫の防除	18
(3) 地球環境：気候変動への対策と資源循環に取り組むこと	19
①気候変動に関する状況	19
②エネルギーと地球温暖化対策に関する状況	19
③ごみ・リサイクルに関する状況	21
(4) 環境保全活動：市・住民・事業者等との協働によって地域をつくること	22
4. 課題と今後求められること	25
(1) 全体	25
(2) 本市の環境施策の課題と今後の方向性	25
第3章 計画の基本的な考え方.....	27
1. 望ましい環境像	28
2. 基本目標	28
3. 施策の体系	30
第4章 施策の展開.....	31
基本目標1 安心して暮らせる快適なまちづくり	32
【施策 1-1】水環境の保全と良質な水資源の確保	33
【施策 1-2】大気環境の保全	35
【施策 1-3】環境美化の推進と公害の未然防止	36
【施策 1-4】不法投棄・空き家対策の推進	38
■取組内容	38
基本目標2 自然を保全し、共に生きるまちづくり	40
【施策 2-1】森林・農地の保全	41
【施策 2-2】生態系の保全	43
【施策 2-3】自然とのふれあいの推進	44
【施策 2-4】風景・景観の保全	46
基本目標3 地球環境に配慮したまちづくり	48
【施策 3-1】地球温暖化対策の推進（設備投資・森林吸収等）	49
【施策 3-2】地球温暖化対策の推進（市民・事業者の行動変容）	51
【施策 3-3】ごみ減量と適正処理	53
基本目標4 市民や事業者との連携・協働の推進	55

【施策 4-1】環境教育の推進.....	56
【施策 4-2】環境保全活動の推進.....	58
第5章 計画の推進.....	60
1. 環境指標	61
2. 計画の推進体制	62
(1) 庁内体制による推進	62
(2) 環境審議会	62
(3) 環境市民会議	62
(4) 市民・市民団体、事業者の参画	62
(5) 庁内体制による推進広域的な連携、協力体制	62
3. 計画の進行管理	63
(1) 計画の点検・評価	63
(2) 進行管理の手順	63
資料編.....	64
1. 用語解説.....	65

第1章 基本事項

本章では、本計画の策定の背景となっている国・長野県の上位政策と本市における環境行政の歴史的経過などの概要を説明します。また、本計画の対象エリア、主体の考え方、計画期間など、計画の基本事項について説明します。

1. 計画の趣旨

(1) 計画策定の背景

日本の環境政策は、戦後の急速な経済成長とともに進展してきました。高度経済成長期には、四大公害病に象徴される深刻な公害問題が全国各地で発生し、環境行政の整備が急務となりました。これを受け1967年に「公害対策基本法」が制定され、初めて国としての公害防止体制が整えられました。1971年には環境庁が設置され、1970年代を通じて水質汚濁防止法や大気汚染防止法など、個別規制法が整備されました。

1980年代以降は、身近な生活環境の質の向上や自然環境の保全が重視され、1993年には「環境基本法」が制定されました。これにより「環境の保全と創造」という包括的理念が示され、循環型社会¹への転換が国の基本方針として位置づけられました。

2000年代には「循環型社会形成推進基本法」や「地球温暖化対策推進法」が制定され、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）や温室効果ガス²削減が本格的に進められました。さらに2015年にはパリ協定が採択され、日本も2050年カーボンニュートラル³を掲げ、脱炭素社会の実現を目指しています。

こうした国の動向を踏まえ、本市においても環境保全への取組を積極的に進めてまいりました。2004年には、公害や無秩序な開発行為の規制を定めた「東御市環境をよくする条例」を制定し、地域における環境保全の基本的枠組みを整えました。さらに、条例の基本理念を実現するため、2007年に「東御市環境基本計画（第1次計画）」を策定し、2016年には「第2次東御市環境基本計画」を策定しました。これらの取組を通じて、第1次計画の策定から20年にわたり、地域の環境保全に関するさまざまな施策を推進してまいりました。

近年は、気候変動による豪雨災害や生物多様性⁴の損失など新たな課題が顕在化しており、国は「環境基本計画」を改定しつつ、地域循環共生圏や自然共生社会の実現を掲げています。市町村においても、地域特性に応じた環境基本計画を策定し、脱炭素、資源循環、自然環境保全、環境教育の推進など、持続可能な地域づくりが求められています。

本市においても、これまでの取組や社会情勢の変化を踏まえ、令和8年度から実施となる「第3次東御市環境基本計画」を策定し、さらなる環境保全と持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

¹ 【循環型社会】大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。「循環型社会基本法」では、第一に製品等が廃棄物となることを抑制し、第二に排出された廃棄物はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することにより実現される社会としている。

² 【温室効果ガス】大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、次の7種類を定めている。・二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)・パーフルオロカーボン(PFCs)・ハイドロフルオロカーボン(HFCs)・三フッ化窒素(NF₃)・六フッ化硫黄(SF₆)

³ 【カーボンニュートラル】温室効果ガスの排出量を、植林などによる吸収量で差し引きゼロにすること。

⁴ 【生物多様性】自然生態系を構成する動物、植物、微生物等地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性という3つのレベルの多様性からなる概念。

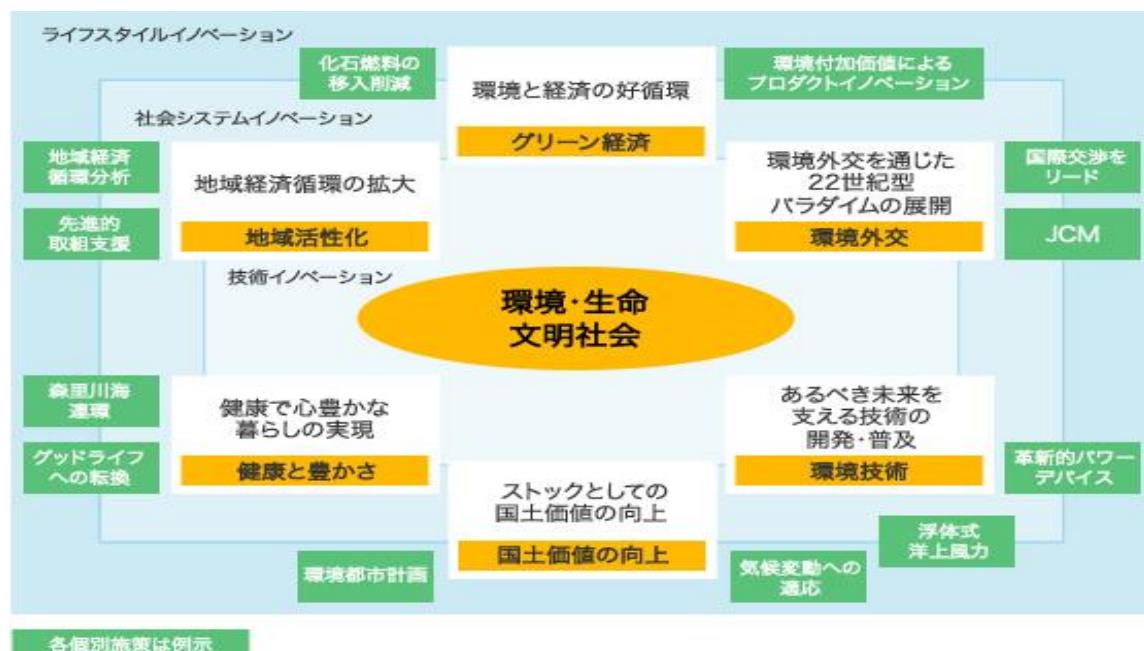
(2) 国・県の環境基本計画

①国の第六次環境基本計画（令和6（2024）～令和12（2030）年度）の概要

第六次環境基本計画の最上位目的は、「現在および将来の国民一人ひとりのウェルビーイング⁵／高い生活の質」の実現であり、環境保全を通じてそれを実現することが掲げられています。また、経済・社会の発展と環境との調和を図る「循環共生型社会」（別称「環境・生命文明社会」）の構築が中心的なビジョンとなっています。

主な政策の特徴としては、科学的知見に基づくスピードとスケールの確保、ネット・ゼロ（二酸化炭素等の排出削減）、循環経済（廃棄物の削減・再利用・リサイクル等）、そしてネイチャーポジティブ（自然の再生・保全の強化）といった概念を重視し、これらをできるだけトレードオフを回避して統合的に実施していくことが強調されています。また、地方公共団体、国民、企業、NGOなど、様々な主体の役割が期待されており、政策の実行力を高めることが重要視されています。さらに、この計画はこれまでの施策の見直しを踏まえており、国際的な気候変動・生物多様性⁶の損失・汚染（大気・水・土壤・化学物質によるもの等）という三つの大きな環境課題に対処する必要性が明示されている点も特徴です。

図表1 環境・生命文明社会の創造の展開イメージ⁷



出典：環境省「低炭素社会に向けた社会転換を考える 第1章 CO₂削減の重要性」より

⁵ 【ウェルビーイング】身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

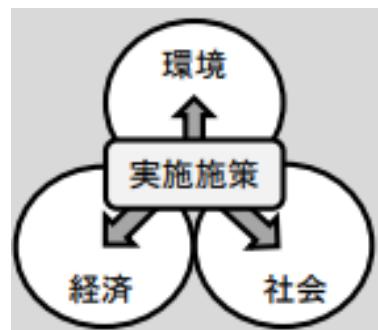
⁶ 【生物多様性】自然生態系を構成する動物、植物、微生物等地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性という3つのレベルの多様性からなる概念。

⁷ 国は、「技術／社会システム／ライフスタイル」の3つのイノベーションを軸に、真に持続可能な循環共生型社会を実現するための6つの基本戦略を掲げている。コンセプトは、環境負荷の少ない、循環を基調とする経済・社会の構築と、地球上のすべての生物が健康をまとうする暮らしの実現。大きな目標、大きな文明論の転換期という認識から、「環境・生命文明社会」の創造と名付けている。

②長野県の第五次環境基本計画（令和5（2023）～令和9（2027）年度）の概要

長野県の第五次基本計画の対象分野は、脱炭素社会の構築、生物多様性・自然環境の保全と利用、水環境の保全、大気環境等の保全、循環型社会⁸の形成、そしてこれらを包括する持続可能な社会の構築という6分野です。

長野県の地理的特性として、県土の約8割を森林が占めることなどから、森林資源を活かした水や空気の保全、多様な生物の生息環境としての自然環境の維持が重視されています。また、県では環境保全だけでなく、環境政策を通じて経済・社会の課題を解決する「マルチベネフィット⁹」を念頭に置き、従来の個別分野を超えた施策の統合的実施を目指しています。



⁸ 【循環型社会】大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。「循環型社会基本法」では、第一に製品等が廃棄物となることを抑制し、第二に排出された廃棄物はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することを徹底することにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

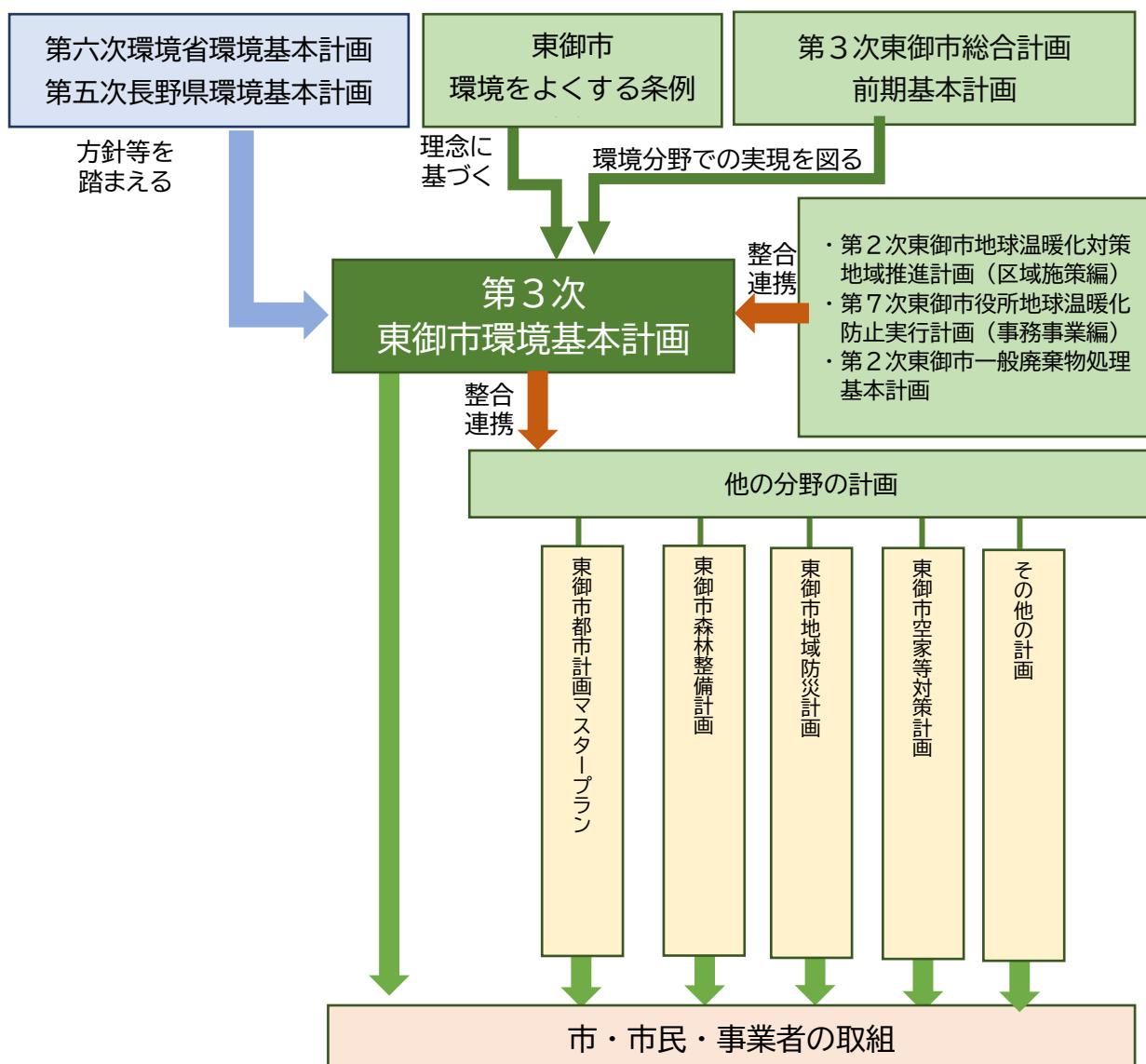
⁹ 【マルチベネフィット】長野県では、SDGsと同様に1つの施策によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指している。また、施策の推進に当たっては、あらゆる主体のパートナーシップにより、経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指すとしている。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国・県の環境基本計画の方針を踏まえるとともに、「環境をよくする条例」の精神のもと、本市の上位計画である「第3次東御市総合計画(前期基本計画)」に基づき、そこで示されている「SDGs¹⁰の実践」や関連する「基本目標」、「土地利用構想」等と整合を図りながら、環境に係る施策を進めるものとします。

また、本計画は、地球温暖化対策や一般廃棄物処理に関する個別計画をはじめとする各種関連計画との連携・整合を図りつつ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に、関連部門と協力しながら推進します。

図表 2 本計画と上位計画・関連計画との関係



¹⁰ 【SDGs】Sustainable Development Goals の略語。2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成される。

3. 対象範囲

(1) 対象地域

本計画が対象とする「地域」は、原則として東御市全域とします。

ただし、河川のように流域としてとらえる必要がある場合や、大気汚染のように広域的な対応が必要なものなどについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

(2) 対象とする環境

本計画が対象とする「環境」は、①生活環境 ②自然環境 ③地球環境 ④環境保全活動の4分野とします。

本計画では、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化¹¹などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

対象	具体的な事例
①生活環境 人の暮らしや社会の基盤となる環境を守ること	○きれいな水や空気を守ること ○静けさや景観等、快適な生活環境を守ること ○有害物質の規制等、公害対策を行うこと
②自然環境 生態系 ¹² ・生物多様性の保全と活用を進めること	○生態系・生物多様性の保全や再生に取り組むこと ○自然環境から得られる価値を、暮らしや文化・産業等に活かすこと ○自然環境と人とのふれあいを確保すること
③地球環境 気候変動への対策と資源循環に取り組むこと	○省エネルギーを推進すること ○再生可能エネルギー ¹³ の導入・普及を進めること ○ごみの削減や資源循環を進めること
④環境保全活動 市・住民・事業者等との協働によって地域をつくること	○行政・住民・事業者等とのパートナーシップが進む体制や仕組みをつくること ○持続可能なライフスタイルを普及させること ○環境についての現状や課題の把握と、住民・事業者等との共有を行うこと

11 【地球温暖化】近年の人為的な温室効果ガス（二酸化炭素やメタン等）の放出増大に伴って、地球の平均気温が上昇している状態。気温・水温の上昇によって、海面の上昇をはじめ洪水や干ばつ等の気象への影響、生態系の変化が危惧されている。

12 【生態系】ある地域における生物群集と非生物的環境が相互関係をもったまとまりの中での物質循環やエネルギー流からなる機能系として捉えられるもの。人類もまた一構成要素として、その生存のために生態系から様々な資源と環境保全機能の恩恵を受けている。

13 【再生可能エネルギー】エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

4. 対象エリア

(1) 本市の概況

①地勢等

本市は、長野県の東部に位置し、県都長野市までは約45kmの距離にあり、首都東京より約150kmの圏域にあります。市域は東西14.7km、南北16.5km、総面積112.37km²です。北には上信越高原国立公園の浅間連峰の三方ヶ峰、湯ノ丸山、烏帽子岳の連山、南には八ヶ岳中信高原国定公園に位置する蓼科山を眼前に見ることができます。さんぼうがみね ゆのまるやま えぼしだけ たてしなやま島崎藤村が詩に詠んだ千曲川の流れと、それに流れ込む数々の清流とが織りなす豊かな風土に恵まれたまちとなっています。気候は、四季を通じて日照時間が長く、降水量が少ない準高原的な内陸性気候です。季節感のある豊かな自然や山なみの眺望に優れた暮らしやすい地域で、年間降水量が1,000mm前後と、全国でもまれな寡雨地帯¹⁴となっています。

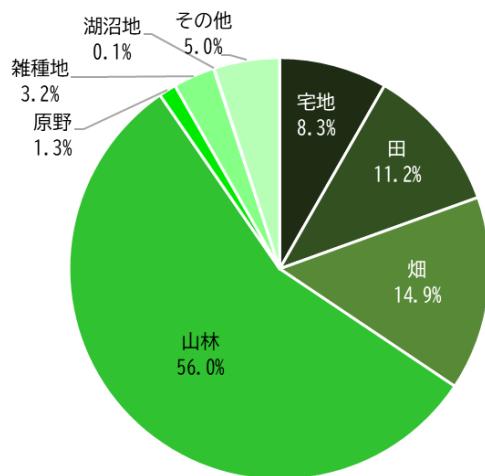
	<p>【市花 レンゲツツジ】</p> <p>レンゲツツジは、市内各地で見られる身近な花です。また、湯の丸高原のつつじ平では毎年6月になると山腹全面が真っ赤に染まるほど見事に咲き誇ります。市の観光地の目玉ともなっており、毎年、多くの観光客が訪れます。</p> <p>このレンゲツツジ大群落は、昭和31年に国の特別天然記念物に指定されました。</p>
	<p>【市木 くるみ】</p> <p>くるみは、東御市では明治初めから導入され、大正時代には盛んに栽培されました。本市は雨が少なく、南斜面で日当たりのよい地形に恵まれ、くるみ栽培に最適な環境です。</p> <p>市内には原種木もあり、一般家庭でも古くから見られる身近な木です。</p>
	<p>【市蝶 オオルリシジミ】</p> <p>オオルリシジミは、名前のとおりオスメスとともに羽の表面がルリ色の美しい蝶です。近年では多くの地域で絶滅もしくは激減し、現在では、新潟県、長野県のごく一部の限られた地域と熊本県が主な生息地として確認されています。</p> <p>本市はオオルリシジミの限られた生息地であり、平成17年に市の天然記念物に指定されました。</p>

¹⁴ 東御市は、周囲を山地に囲まれた内陸の盆地状地形にあり、降水量が比較的少ない「寡雨地域」である。年間降水量は長野県内でも低い水準にあり、晴天率が高い一方で、渇水や農業用水の確保などに配慮が必要となる地域特性を持つ。

②土地利用の状況

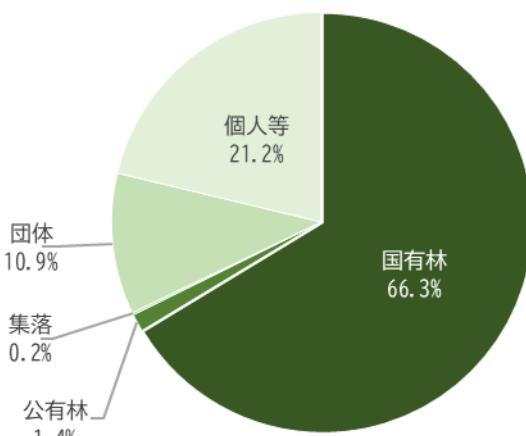
本市の総面積は11,237haであり、うち山林面積は6,292haで、市の面積の半分以上(56.0%)を占めています。このうち約7割を国有林が占め、次いで大きな面積を占めるのが個人等の所有する森林となっています。

図表3 市面積(11,237ha)の内訳



出典:東御市の統計(令和6年)

図表4 所有形態別森林面積(5,656ha)の内訳

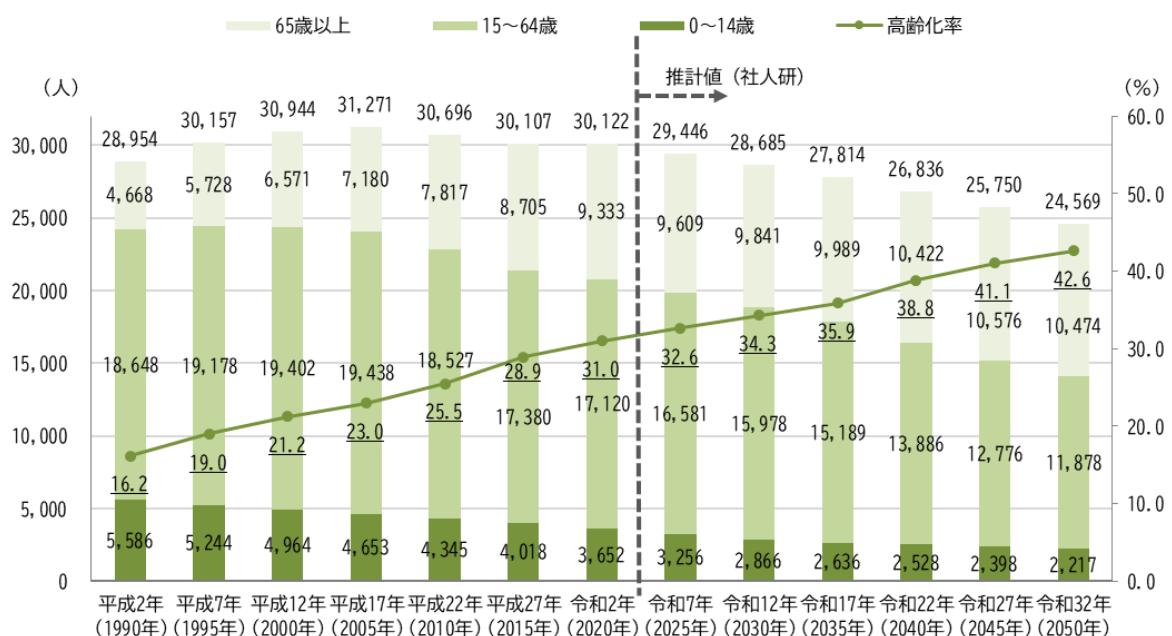


出典:東御市森林整備計画(令和5年データ)

③人口の状況

本市の人口は平成17年(2005年)以降、減少傾向が続いていることから、今後も減少し続ける見通しです。令和2年(2020年)時点では3万人以上であった人口が、令和32年(2050年)には、24,569人まで減少することが予測されています。

図表5 人口の推移と将来推計



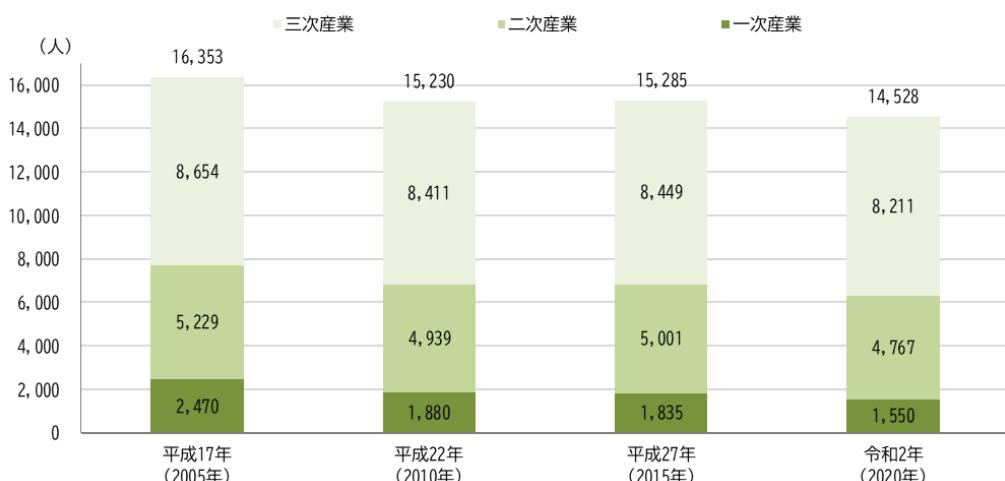
※出典:2000年~2020年まで国勢調査

2025年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」令和5(2023)年推計

④産業別の就業者数

生産年齢人口の減少に伴って就業者数も減少を続けています。平成17（2005年）からの15年間の推移を見ると、全体では約1割、第一次産業では約4割、第二次産業では約1割、第三次産業では約5%の減少となっています。

図表 6 産業別の就業者数



出典：国勢調査

（2）地域ごとの環境特性

本計画では、市内を環境の特性や土地の利用状況に即して複数のゾーンとして捉えます。それぞれの環境特性や状況を以下に示します。

①森林ゾーン（森林エリア 自然公園）

北部の国立公園や南部段丘崖の森林を公益的機能と観光・憩いの場として維持・保全し、広域的連携や森林管理の再構築を進めます。北部の山林は貴重な自然資源として保全し、自然とふれあうエコ・スポーツツーリズム拠点として活用します。

②田園集落ゾーン

田園集落エリアは、農地の集団化や流動化による生産性向上と景観保全、遊休地活用や都市交流による地域活性化を進め、人口減少地域では農林業と調整しながらコミュニティ再生を図ります。田園集落地では自然・歴史・農地に配慮し、田園景観と調和した快適な環境を形成します。

多自然居住地エリアは、自然・歴史・農地に配慮し、田園景観と調和した快適な住宅地を維持・整備します。

工業集積エリアは、優良企業誘致と環境・地域調和に配慮した工業団地の計画的整備を進めます。

公園緑地エリアは、防災・観光・文化・交流の拠点として活用し、体験滞在やスローツーリズムの展開を図ります。

③市街地及び周辺ゾーン

市街地及び周辺ゾーンは、優良農地を保全し環境保全型農業¹⁵を推進するとともに、里山の自然と共生できる環境形成を進めます。

居住環境エリアは、緑化や生活基盤整備により良好な住宅環境を確保し、将来需要に対応した計画的開発で景観に配慮した住宅地を形成します。低密度住宅地は戸建住宅中心のゆとりある環境を、中高密度住宅地は集合住宅等が集積する利便性の高い環境を整えます。

複合土地利用エリアは、駅南側や千曲川沿いで用途地域や地区計画を見直し、交通機能を活かした商業・業務・工業施設の計画的誘導を図ります。流通複合土地利用エリアはインターチェンジ周辺を広域流通拠点として機能強化します。

商業地エリアは、駅前商店街周辺で土地の高度利用と商業・業務機能の集積を進め、空地活用やイベント開催でぎわいと交流の場を創出します。

工業地エリアは、既存区域への集積と土地利用高度化で産業活動を強化し、新規立地では環境保全や公害防止に配慮しつつ、職住近接による地域活性化を図ります。

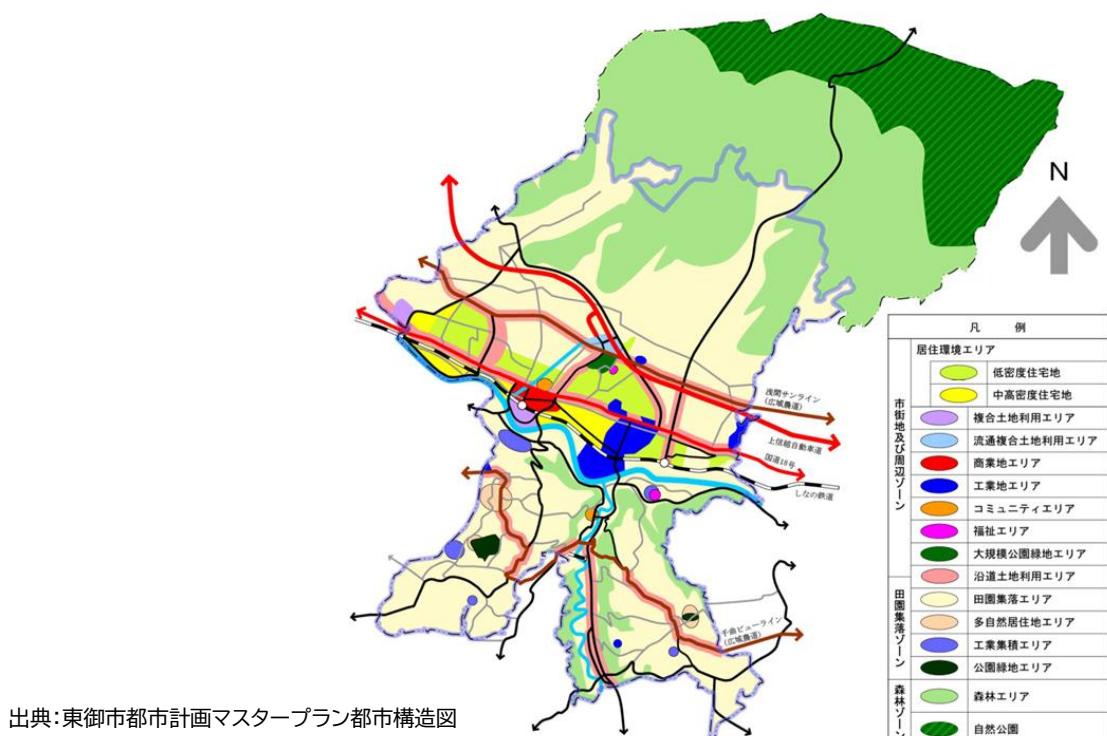
コミュニティエリアは、庁舎周辺を行政情報発信拠点として機能充実を図り、地域資源や学校施設と一体的な土地利用を進めます。

福祉エリアは、高齢社会に対応した医療・福祉施設の集積を進め、隣接施設や河川と一体的な土地利用を形成します。

大規模公園緑地エリアは、防災機能に配慮しつつ広域交流を育む都市公園として整備し、やすらぎと憩いの場を提供します。

沿道土地利用エリアは、広域幹線道路沿道で商業・業務・サービス機能や自動車関連施設を集積させ、交通利便性を活かした土地利用を図ります。都市幹線道路沿道では周辺環境と調和した景観を保ちつつ都市的土地利用を進めます。

図表 7 地域別土地利用図



¹⁵ 【環境保全型農業】農業が有する物質循環型産業の特質を最大限に活用し、環境保全機能を向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指す農業のこと。

5. 計画を進める主体

本計画は、行政、市民・事業者等、そして市外からの来訪者（観光客、市と関係をもつ事業者等）が、それぞれの役割を担い、協働で計画を推進していきます。

主体	具体的な主体の例	主な役割
行政	東御市	○計画の策定、進捗管理 ○各種事業の企画、実施、連携・コーディネート等
	長野県 市内の公的機関等	○主に調査、基盤整備、広報等
市民	住民・団体	○日常生活における環境配慮 ○環境配慮のための各種事業への協力
	事業者	○公害防止の取組 ○環境配慮のための各種事業の実施、協力
市外の主体	通勤・通学・観光等での 市内滞在者	○滞在中の環境配慮の行動 ○寄付、イベント等への参加、その他の方法での 各種事業への協力
	本市と関わる事業者等 (企業の社会的責任、福利厚生、 交流等の目的を想定)	○各種事業との連携・協働・支援等による協力

6. 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度を初年度として令和17（2035）年度までの10年間とします。また、計画の前半となる5年間の実施状況や環境を取り巻く状況変化等を踏まえて令和12（2030）年度に中間見直しを行い、令和13（2031）年度からの後半の取り組みについては必要に応じて追加・変更等を行います。

図表 8 計画の構成と期間

第3次 東御市総合計画【基本構想】10年間												第4次 東御市総合計画		
前期計画【基本計画】5年間				後期計画【基本計画】5年間								基本計画		
実施計画（3年毎の見直し）														
令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)	令和18年度 (2036)		
第2次 計画	第3次 東御市環境基本計画 10年間												第4次 計画	
後期計画期間	前期計画期間 5年間				中間見直し		後期計画期間 5年間					前期計画		

第2章 環境の現状と課題

本章では、本市の環境を取り巻く世界的な情勢と本市の生活環境・自然環境・地球温暖化対策等の「現状と課題」について情報をとりまとめることで、本市が第3次計画において取組まなければならないことを確認します。環境には、範囲があるため、「世界」「日本」「東御市」の順に、近年の状況を整理していきます。

1. 環境を取り巻く状況

(1) 世界的に環境変化の状況

①温暖化・気候変動

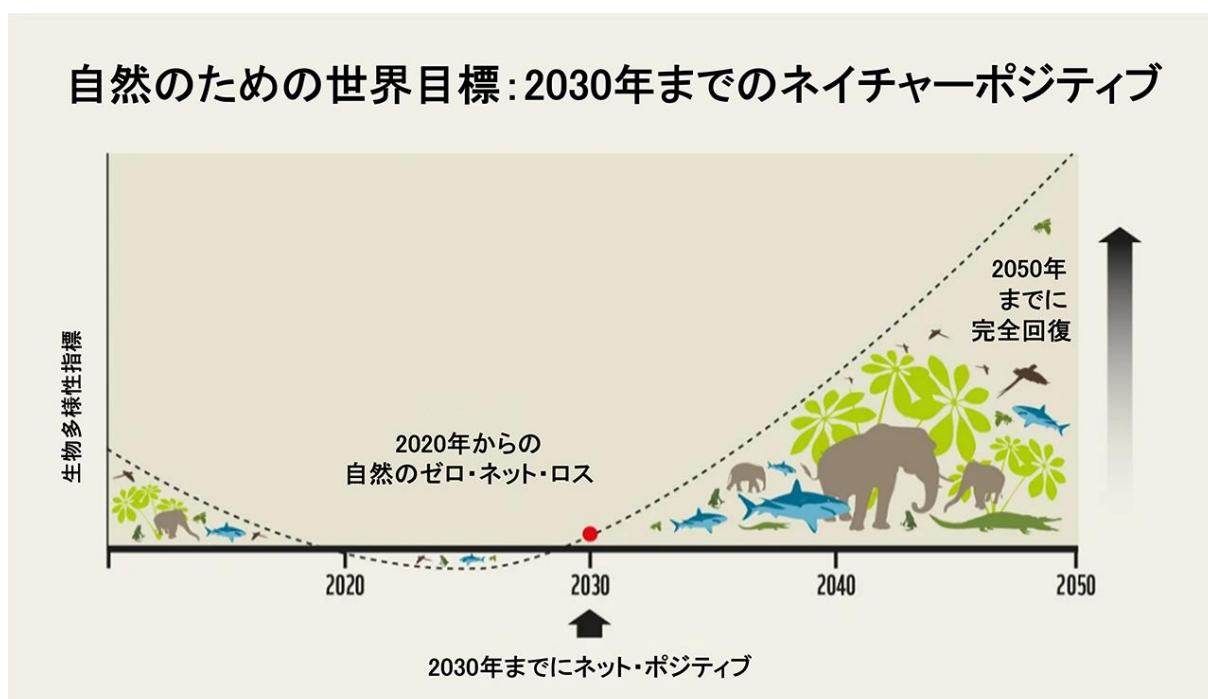
世界全体の温室効果ガス¹⁶排出量は、2022年で約50.6ギガトンCO₂e¹⁷に達し、過去最高水準となっています。産業革命前と比べた気温上昇は約1.2°Cに達しており、気候変動の影響は既に世界中で顕在化しています。異常気象の頻発、干ばつや洪水の増加、海面上昇などが観測され、農業・水資源・人々の健康や生計に深刻な影響を与えています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書では、1.5°C目標達成のためには2030年までに排出量を2010年比で約43%削減する必要があるとされていますが、現状の政策努力では目標未達の可能性が高いと指摘されています。

②生物多様性の喪失

世界自然保護基金（WWF）のLiving Planet Report 2024によると、1970年から2020年までの50年間で、野生脊椎動物の個体群は平均して73%減少しました。生物多様性の喪失は、人類の食料安全保障や健康、経済活動に長期的なリスクをもたらすと言われています。

国際的には「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」において、2030年までに陸域と海域の30%を保護する目標が合意されています。

図表9 自然のための世界目標：ネイチャーポジティブ2030



出典：<https://www.naturepositive.org>

¹⁶【温室効果ガス】大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、次の7種類を定めている。・二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)・パーフルオロカーボン(PFCs)・ハイドロフルオロカーボン(HFCs)・三フッ化窒素(NF₃)・六フッ化硫黄(SF₆)

¹⁷【CO₂e】(CO₂ equivalent) の略で温室効果ガスをCO₂に換算した量のこと。地球温暖化係数(GWP)を用いて様々な種類の温室効果ガスの量を、CO₂相当量に換算することが可能。出典は、2022年、Rhodium Group, IEA

③土地・資源の劣化

国連環境計画（UNEP）の Global Land Outlook によれば、2022 年時点で世界人口の 約 40%（約 32 億人）が土地劣化の影響を受けています。土壤侵食、砂漠化、森林破壊などが進行し、農地生産性が低下しています。このまま放置すると 2050 年までにさらに 16%の農地が劣化すると予測されており、食料危機や移住問題、地域紛争のリスク増大が懸念されています。

④今後の方向性

環境悪化は複合的で、温暖化、生物多様性喪失、汚染、資源劣化が同時進行しています。これらに対処するには、ネット・ゼロ（温室効果ガス¹⁸排出実質ゼロ）とネイチャーポジティブ（自然資本の回復）¹⁹を同時に目指す包括的政策が必要です。国際協調、市場メカニズムの改革、企業の脱炭素化、地域社会や市民の行動変容が求められています。

（2）国内の環境変化の状況

①温暖化・気候変動

日本の温室効果ガス総排出量は 2022 年度で約 11.35 億トン CO₂e²⁰となり、2013 年度比で 19.3%削減されていますが、2030 年度に 46%削減という目標達成にはさらなる削減努力が必要です。1898 年以降、日本の平均気温は約 1.3°C 上昇しており、猛暑日や集中豪雨の頻度が増加しています。気象庁によれば、今後も極端現象の増加が見込まれ、農業、インフラ、防災に大きな影響を及ぼす可能性があります。

②森林・吸収源

日本の森林率は約 66%と高いものの、人工林の高齢化や手入れ不足により吸収能力は低下傾向です。2022 年度の森林等吸収源による吸収量は約 5020 万トン CO₂²¹で、前年より減少ししました。森林整備や木材利用拡大、ブルーカーボン生態系²²の保全が課題です。

③生物多様性

環境省レッドリスト 2023 によると、約 3800 種が絶滅危惧種に分類されています。特に里地里山の生態系²³や沿岸湿地の減少が問題となっており、生態系サービスの低下が懸念されます。昆明・モントリオール生物多様性枠組に沿った保全区域拡大や地域連携が必要です。

¹⁸ 【温室効果ガス】大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、次の 7 種類を定めている。・二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)・パーグルオロカーボン(PFCs)・ハイドロフルオロカーボン(HFCs)・三フッ化窒素(NF₃)・六フッ化硫黄(SF₆)

¹⁹ 【ネイチャーポジティブ】基準年 2020 年と比べて、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転（回復軌道へ）させ、2050 年までに自然の“十分な回復”を達成するという世界共通のゴール。このゴールは 2022 年に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組 (GBF) の「2030 年の使命」と整合するもの。

²⁰ 環境省・国立環境研究所「温室効果ガスインベントリ（日本の温室効果ガス排出量データ）」

²¹ 環境省「吸収源対策全体の吸収量（森林等・都市緑化・木材利用）」

²² 【ブルーカーボン生態系】海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林などの沿岸・海洋生態系が、光合成によって大気中の二酸化炭素(CO₂)を吸収・貯留する仕組み。

²³ 【生態系】ある地域における生物群集と非生物的環境が相互関係をもったまとまりの中での物質循環やエネルギー流からなる機能系として捉えられるもの。人類もまた一構成要素として、その生存のために生態系から様々な資源と環境保全機能の恩恵を受けている。

④土地・農地の減少

日本の耕地面積は1961年をピークに約4割減少²⁴し、農業労働力の高齢化も進行中です。このままでは食料自給率や農村景観、国土保全機能が低下する恐れがあります。

⑤今後の方針性

カーボンニュートラル²⁵2050とネイチャーポジティブ2030を実現するため、再生可能エネルギー²⁶導入、森林整備、都市・農村双方での脱炭素ライフスタイル推進、地域循環共生圏の形成が急務です。

図表 10 日本の気候変動の将来予測



出典:文部科学省・気象庁「日本の気候変動 2025」

²⁴ 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

²⁵ 【カーボンニュートラル】温室効果ガスの排出量を、植林などによる吸收量で差し引きゼロにすること。

²⁶ 【再生可能エネルギー】エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

2. 環境に関する本市の現状

第1章 基本事項で定めた「対象とする環境」の4分野（生活環境、自然環境、地球環境、環境保全活動）に沿って、本市の現状を分析します。

（1）生活環境：人の暮らしや社会の基盤となる環境を守ること

①水・大気環境の保全

本市には、千曲川や鹿曲川など17の一級河川と12の準用河川が流れしており、30の水源から地下水を取水しています。下水道や合併浄化槽の整備率は97.4%²⁷に達し、すべての河川で環境基準（BOD）²⁸をクリアしています。また、市では、水源を涵養する森林の整備、地下水の開発管理、環境にやさしい農業の推進等を実施し、良質な水の確保に努めています。

大気については、主要道路沿線での二酸化窒素濃度が環境基準を下回っており、市内の工場や自動車などに由来する大気汚染は見られません。しかし、近隣の監視局（長野市・上田市等）のデータによると、PM2.5（微小粒子状物質²⁹）は基準値以下を継続していますが、光化学オキシダント³⁰は基準値を上回ることがあります。これらは、本市だけで対策をとることが難しいため、状況を注視しながら必要に応じて広域の関係機関と連携して対応策を検討していく必要があります。

②快適な生活環境の保全

市内には産業型の公害の報告は、ほとんどありませんが、日常生活や身近な事業活動に対する苦情が多数、市に寄せられています。例えば、違法な野焼き、ごみの不法投棄、空き家の管理、所有地における草木の越境などの問題が継続しており、散歩時のペットの粪の適正処理などのマナー違反などの苦情も寄せられています。

不法投棄については、発見件数は減少傾向にありますが、高速道路沿いや県境部、農道・山林内では依然として投棄が見られます。

空き家については、老朽化や管理不全による倒壊・景観悪化などが課題となっているため、活用可能な空き家の利活用促進とともに、老朽化した空き家や特定空き家³¹の除却が必要です。

²⁷ 【整備率は97.4%】下水道や合併処理浄化槽などにより生活排水を処理している人口の割合をさす。

²⁸ 【BOD】「生物化学的酸素要求量」（Biochemical Oxygen Demand）の略で、水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量を表す。この数値が大きいほど、水が汚れていることを意味する。

²⁹ 【微小粒子状物質】直径2.5μm以下の極めて細かい粒子のことで人体に悪影響がある。

年平均≤15μg/m³、1日平均≤35μg/m³が日本の環境基準。発生源は2つあり、燃焼による粉塵・火山灰・黄砂の発生によるものと、大気中のSOx・NOx・VOC・NH₃が大気中で反応し硫酸塩・硝酸塩・有機粒子などになるものがある。

³⁰ 【光化学オキシダント】太陽光の下で窒素酸化物（NO_x）と揮発性有機化合物（VOC）が反応して生じる強い酸化性ガスの総称。主成分はオゾン（O₃）で、環境基準は1時間値0.06ppm以下。春～夏の晴天・弱風で上昇し、目・喉の刺激、咳、頭痛、呼吸機能低下などの影響がある。

³¹ 【特定空き家】「空家等対策特別措置法」に基づき、そのまま放置すると倒壊等著しく衛生上有害、著しく景観を損なう等の影響が懸念され、放置することが不適切である空き家。

③景観の保全

本市には、穏やかな農村景観が広がっており、農業が景観形成に大きく寄与しています。また、海野宿には、かつての宿場の面影を残す歴史的な景観や建物を有する地区もあります。

市では、こうした東御市ならではの景観を次世代に遺していくため、農地荒廃の抑制や中山間地での集落営農の支援などを実施していますが、担い手不足により、農地の維持が少しづつ困難になりつつあります。一方、海野宿の重要伝統的建造物群保存地区においては、建物の修理の補助を行うとともに、季節ごとのイベントの開催や新規店舗の開業の支援などを行い、誘客と滞在の促進を図っています。

農業の担い手や景観保全の担い手の高齢化が進んでいるため、担い手の確保と育成が必要です。

(2) 自然環境・生態系・生物多様性の保全と活用を進めること

①森林・農地の保全

本市の森林面積は市域の約半分を占めています。森林は、水源のかん養や良質な水の供給、土砂災害の防止、地球温暖化³²の緩和、保健・休養の場の提供など、生活環境を支える重要な役割を担っています。一方で、木材需要の減少やウッドショック³³後の価格下落、燃料費の高騰などにより林業の収益性は悪化し、担い手の高齢化と人材不足が進行しています。所有者不明や境界不明の森林も増え、適切な管理の継続が課題となっています。今後は、地域林業の体制強化と多面的機能の発揮を両立させ、次世代につながる森林資源の保全と活用を進めしていくことが求められます。

本市の農業は、恵まれた自然環境と気候風土を生かし、果樹や野菜、稻作など多様な生産が行われ、地域の基幹産業として重要な役割を担っています。ワイン特区やワインアカデミーなどの取組により、地域ブランドの形成も進んでいます。一方で、農業者の高齢化や後継者不足、資材価格の高騰、獣害の拡大などにより、経営環境は厳しさを増しています。中山間地域では耕作放棄地が増加し、景観の悪化や水源かん養機能の低下が懸念されます。

②生態系の保全

本市には、雑木林・ため池・田畠などの異なる環境が混在し、多様な生態系が形成されています。昆虫・小動物・野鳥など多様な生物が共生できる環境があり、良好な環境が維持されていますが、オオルリシジミやレンゲツツジ群落など一定の保全活動を継続しなければ絶滅の危機に瀕してしまう希少種も存在しており、引き続きモニタリングと保全を続けていくことが求められています。湯の丸高原では、人工植栽カラマツやクマザサの吸水により乾燥化が進み、湿原性植物の衰退や希少種の生育環境の悪化が指摘されています。

³² 【地球温暖化】近年の人为的な温室効果ガス（二酸化炭素やメタン等）の放出増大に伴って、地球の平均気温が上昇している状態。気温・水温の上昇によって、海面の上昇をはじめ洪水や干ばつ等の気象への影響、生態系の変化が危惧されています。

³³ 【ウッドショック】2021年頃にアメリカでの新築需要の増加や、新型コロナウイルスの影響による世界的な物流の停滞などを主な原因として、木材の需要が供給を上回り、価格が急騰した現象。

また、外来種であるアレチウリ・オオキンケイギク・オオブタクサ・ニワウルシ・ニセアカシアなどの繁茂・交雑が進んでおり、防除の徹底が必要です。

国は「生物多様性国家戦略 2023-2030」でネイチャーポジティブ（自然再興）と30by30の達成を掲げ、自治体・事業者が取り組む保全区域の「自然共生サイト」認定を推進しています。本市も地域の保全活動を可視化し、保護地域の質と量の向上を図っていく必要があります。

③野生鳥獣との共生と害虫の防除

本市では、イノシシ、ニホンジカ、カラス、ハクビシン等による農作物の食害、アオサギ・カワウによる川魚の食害が出ています。また、県内・近隣自治体においてツキノワグマの目撃や人身被害が増加しており、本市においても出没件数及び捕獲頭数も増加しています。

このため、有害鳥獣には電気柵や箱わななどの直接的な対策に加えて、生息地の保全、生息地と農地の間の緩衝帯の維持等による被害軽減対策を実施するとともに、野生動物や自然環境に対する市民の理解を促し、集落ぐるみの面的な対策を講じていくことが必要です。

また、松くい虫、アメリカシロヒトリ、マイマイガなどの害虫の防除・駆除についても継続的に実施していく必要があります。

④自然とのふれあい

本市には、湯の丸高原や池の平湿原など、雄大な自然とふれあうことのできる場所が数多くあります。また、烏帽子岳や籠ノ登山などが登山コースとして人気があります。この他、市内には天然記念物として指定された樹木などが多数分布しており、多くの市民や観光客に親しまれています。自然とのふれあいの機会を確保することで、市民の自然保全の意識を高めていくことが必要です。

また、自然を活かした産業活動である農業に親しむことで、自然の恵みを実感し自然に感謝する機会となる交流や学習も多く行われています。

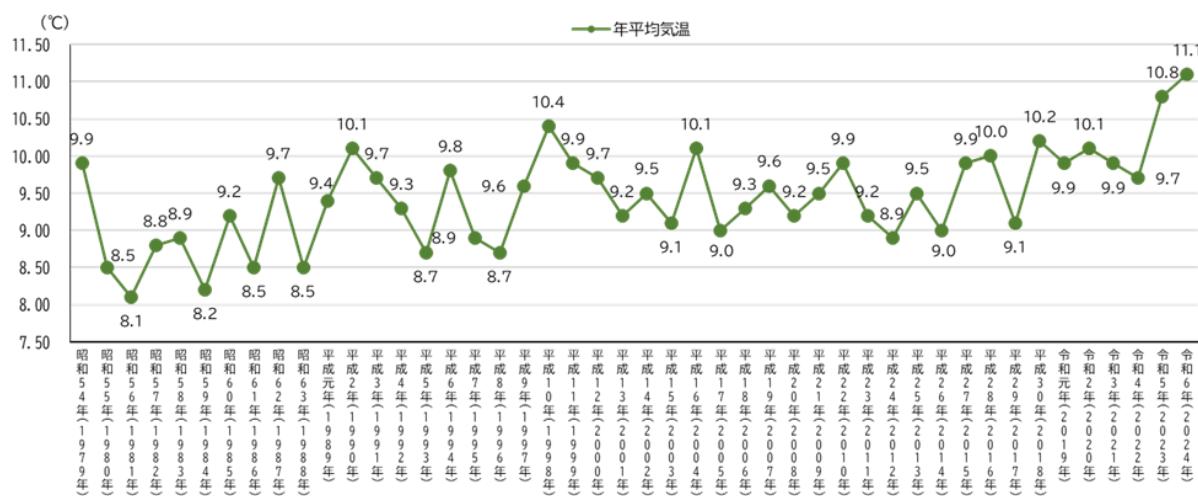
(3) 地球環境：気候変動への対策と資源循環に取り組むこと

①気候変動に関する状況

本市の平均気温は上昇傾向にあります。40年前（1980年台）までの平均気温は8~9℃程度でしたが、令和2年（2020年）以降の平均気温は10~11℃程度と2℃ほど上昇しており、暮らしの中でも温暖化を実感する状況となっています。

2100年の地球の平均気温は、さらに3.2℃上昇する³⁴とも言われており、本市を含めて世界の国や人々と連携して危機感を持って対策を講じていく必要があります。

図表 11 東御市の気温の状況の推移



一方、再生可能エネルギー³⁵の自給率の推移を見ると、順調に自給率が上昇し、令和5年（2023年）の実績で90%を超えるました。

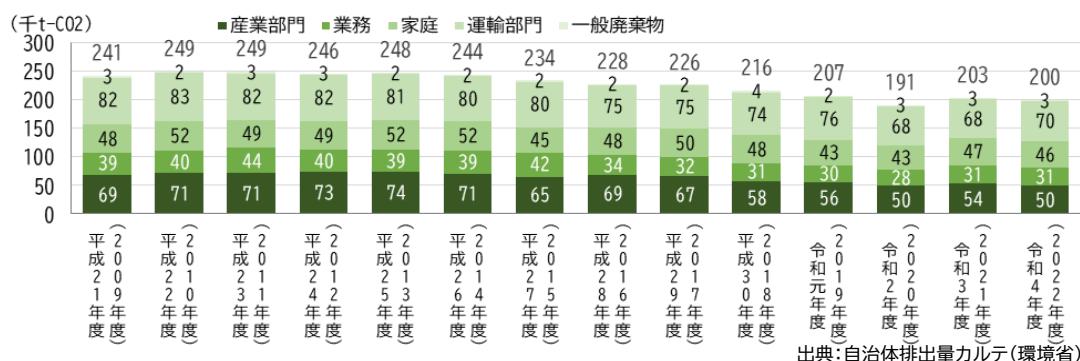
図表 13 市内年間電力消費量に占める再生可能エネルギーの割合の推移

環境指標	単位	現状値 (R元年度)	R2	R3	R4	R5	実績値 (R6)	目標値 (R7年度)
再生可能エネルギー自給率	%	75.9	84.3	86.3	87.6	92.1	93.3	91.2

出典：東御市

本市は、2050年までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指していますが、近年の市全域の二酸化炭素の排出状況を見ると、平成22年度（2010年度）及び平成23年度（2011年度）をピークに減少傾向にあります。令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までは、二酸化炭素排出量はさらに減少していますが、コロナ禍の影響があったため一時的な現象と考えられます。本市の目標である2050年の二酸化炭素排出力実質ゼロに向けては、より一層の削減努力が必要な状況です。

図表 14 市全域の二酸化炭素排出量の推移



出典：自治体排出量カルテ（環境省）

市役所・公共施設では、再生可能エネルギー由来の電力の導入、ZEH³⁶・ZEB³⁷化、LED化などを進めるとともに、市民・事業者向けの補助・交付金の活用を進めています。令和4年度（2022年度）には、二酸化炭素排出量が平成25年（2013年）比で52.5%まで削減が進みました。

図表 15 市有施設の二酸化炭素排出量の推移



出典：第7次東御市役所地球温暖化防止実行計画（東御市役所エコオフィスプラン）

³⁵ 【再生可能エネルギー】エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

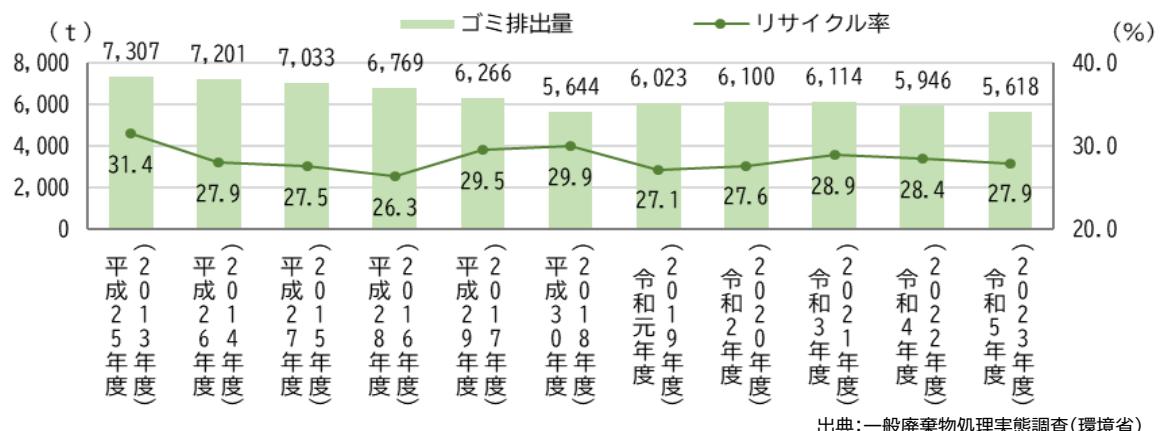
³⁶ 【ZEH（ゼッチ）】「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味。1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家をさす。

³⁷ 【ZEB（ゼブ）】先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極的な活用ができる設備の導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

③ごみ・リサイクルに関する状況

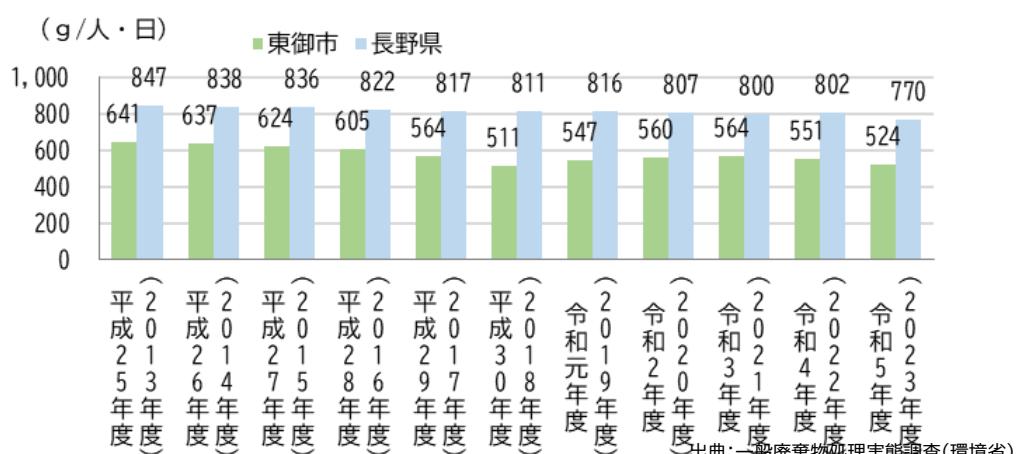
本市では、ごみの排出量削減のため、リサイクルの啓発、生ごみみたい肥化の促進等を行い、平成25年度（2013年度）以降の約10年間で、ごみ排出量は2割程度削減されました（図表16）。1日1人当たりの総排出量を見ると、長野県全体よりも3割ほど少なく（図表17）、内訳を見ると、生活系ごみ・事業系のいずれも2割ほど減少しています（図表18）。

図表 16 ごみ排出量・リサイクル率の推移



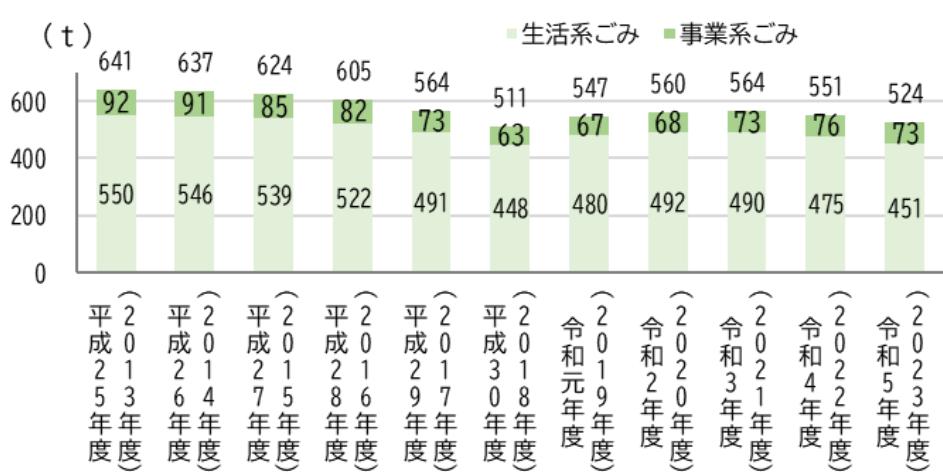
出典:一般廃棄物処理実態調査(環境省)

図表 17 1人1日あたりごみ排出量の推移



出典:一般廃棄物処理実態調査(環境省)

図表 18 1人1日あたりごみ排出量の内訳の推移



出典:一般廃棄物処理実態調査(環境省)

(4) 環境保全活動：市・住民・事業者等との協働によって地域をつくること

①学校や地域での環境教育・実践の支援

本市では、保育園、小・中学校、高校において環境に関する様々なテーマの情報提供や環境教育を実施することに加えて、自然観察会・河川における水生生物の生育調査・地域の清掃活動・校内緑化・生ごみのたい肥化などの実践活動の支援を実施してきました。

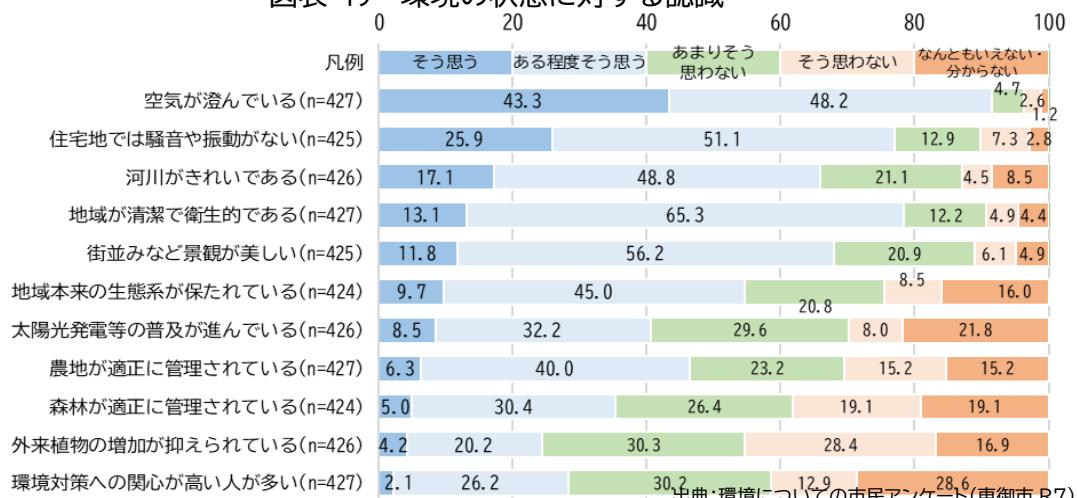
また、市民に対しては、ごみ減量アドバイザーの養成、まちをきれいにする月間の開催、環境活動団体の活動支援等の事業により、啓発と行動変容を働きかけてきました。ただし、多くの住民団体では後継者不足によりこうした活動の継続が課題になっています。

②住民・事業者の意識と行動（令和7年度：市民アンケートより）

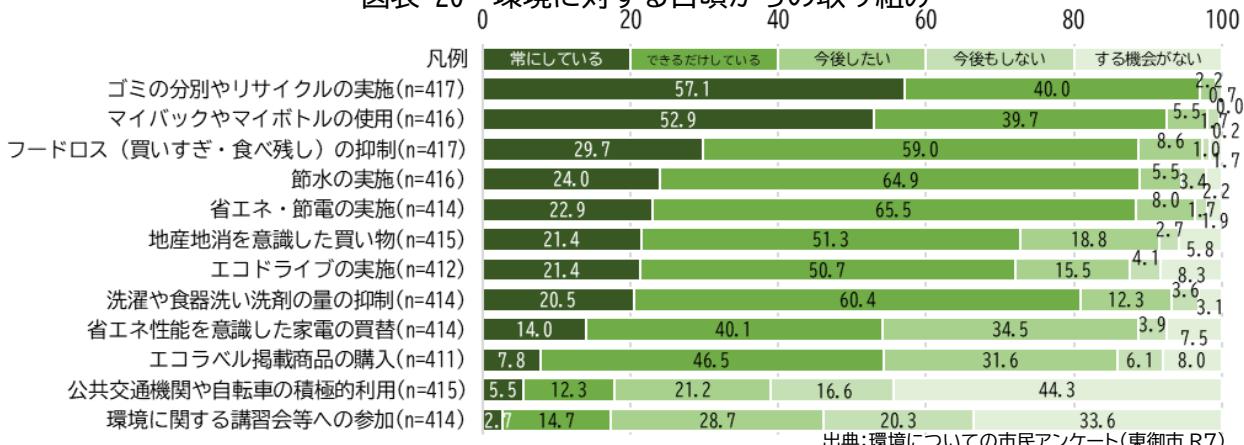
東御市の環境についての認識は、空気・静けさ・衛生環境・景観等の評価は高く、農地・森林・外来種対策などは低くなっています（図表19）。

環境に配慮した行動の実践については、ゴミ分別・マイバック・フードロス対策・節水・省エネ・節電は8割以上の市民が日常的に実施しており、習慣化されていることが伺えますが、省エネ家電への買替、マイカー利用の抑制、講習会への参加など、費用や負担を伴う行動には改善の余地が残されています（図表20）。

図表 19 環境の状態に対する認識

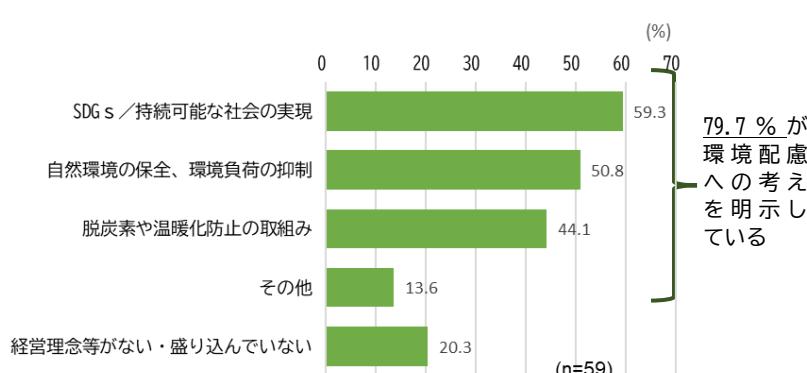


図表 20 環境に対する日頃からの取り組み

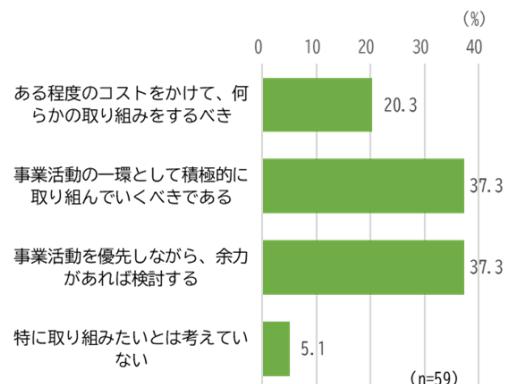


市内の事業所は中小企業が多く、主に製造業を中心となっています。従業員数の多い市内事業所にアンケートを行ったところ、約8割が経営理念や経営方針等に環境配慮に関する考え方を明示しています。エネルギー消費量の大きいこれらの事業所においては、約6割が事業活動の積極的に取り組む姿勢をもっており、取り組む意向のない事業者は回答の5%程度でした。意欲的な事業所が多いため、これらの活動を補助や広報などで支援することや市の事業と連携することで、協働を促進していくことが重要です。

図表 21 経営理念への環境方針の明示の状況



図表 22 環境配慮や脱炭素等への活動姿勢



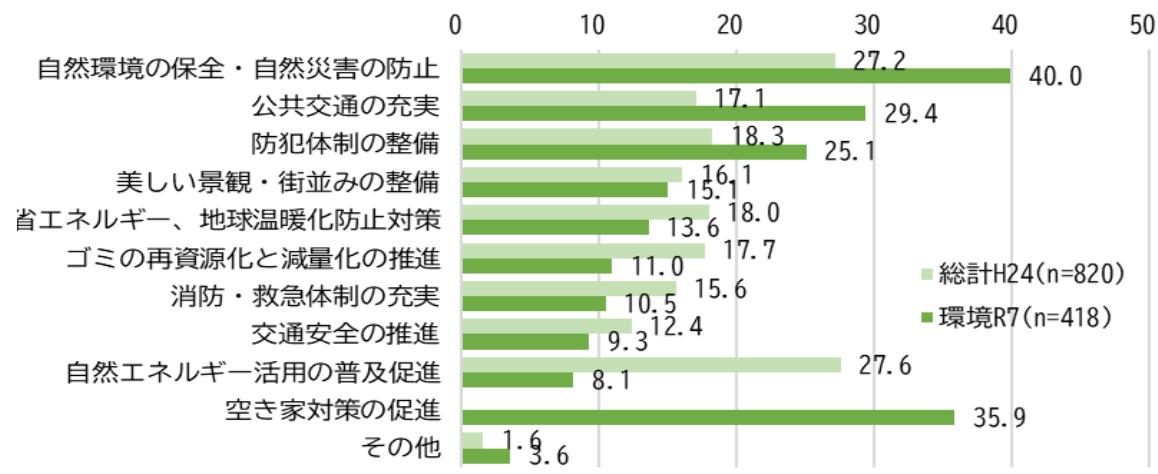
出典:環境についての事業所アンケート(東御市R7)

③環境施策の今後の力点

今後の環境施策において特に力を入れるべき分野を、平成24年(2012年)と令和7年(2025年)とで比較したところ、自然環境の保全と自然災害の防止、公共交通の充実、防犯体制の整備に対する市民のニーズが高まっていることが確認されました。また、新規の項目として「空き家対策」に対するニーズも高い水準になっています。一方、自然エネルギー活用の推進については以前の3分の1以下程度まで低下しています。

こうした市民ニーズを踏まえて、施策の力点を検討していく必要があります。

図表 23 市民生活や環境分野で、特に力を入れるべきだと思う項目（2つ選ぶ）



出典:環境についての市民アンケート(東御市R7)

【参考】第2次環境基本計画の指標の達成状況

第2次計画における指標の達成状況を以下に示します。多くの項目で目標を達成しており、未達成の場合でも着実に進捗している状況です。

【達成状況評価基準】

- A:目標を達成している（100%以上）
- B:目標に向かって順調に進んでいる（80%以上）
- C:目標に向かってある程度進んでいる（60%～80%未満）
- D:目標に向かってあまり進んでいない（40～60%未満）
- E:目標に向かって進んでいない（40%未満）

環境目標	指標	単位	目標値 (R7)	現状値 (R1)	最新値 (R6)	達成 状況 評価
1 安心して暮らせる快適なまちづくり						
1 水環境の保全	河川の水質状況 BOD (生物化学的酸素要求量) 値	mg/ℓ (単年)	0.84 以下	0.81	0.62	A
	生活排水処理率	% (累計)	97.4	92.60	95.7	B
	3 大気環境の保全	道路沿線 NO ₂ 濃度	ppm (単年)	0.010 以下	0.006	0.007
2 自然を保全し、共に生きるまちづくり						
1 森林・農地の保全	間伐面積	ha (累計)	217	134	251	A
3 地球環境に配慮したまちづくり						
1 ごみ減量化と適正処理	可燃ごみの総排出量	t (単年)	3,445	3,725	3,567	B
	家庭用生ごみ処理機購入補助金交付件数	件 (累計)	3,900	3,803	4,047	A
4 脱炭素化の推進	住宅用太陽光発電システム導入	kW (累計)	7,770	6,506	7,669	B
5 再生可能エネルギーを利用した電力自給	再生可能エネルギー自給率	% (累計)	91.2	75.9	93.5	A
4 市民や事業者との連携・協働の推進						
2 環境保全活動等の推進	まちをきれいにする月間の市民参加人数	人 (単年)	6,000	6,160	6,501	A
	ごみ減量アドバイザーなど環境活動推進員の育成数	人 (累計)	125	102	113	B

4. 課題と今後求められること

(1) 全体

第2次計画と同様に、国連が推進するSDGs*（持続可能な開発目標）に基づいて、長期的かつ世界的な環境の持続可能性に寄与していくことが求められます。

また、国の政策として推進される、2050年を目標とするゼロカーボン³⁸、循環経済（廃棄物削減・再利用・リサイクル）、ネイチャーポジティブ（自然の再生・保全の強化）についても推進していく必要があります。

(2) 本市の環境施策の課題と今後の方向性

世界や国が環境政策を推進するなかで、本市における地域課題の解消を目指しつつ、世界と日本の環境保全や持続可能な発展に寄与していくことが求められます。

本市においては、多様な生物が生息する自然と人の暮らしが共存する景観や、千曲川などの河川環境を良好な形で次代に引き継ぐとともに、日照時間の長さなどの強みを活かして、エネルギーを自給でき、二酸化炭素を排出しない脱炭素の地域を実現していくことが望まれます。

以下、本章の「2. 環境に関する本市の現状」を基に、課題と方向性を整理します。

① 生活環境（水・大気の保全、快適な環境づくり、景観形成）

本市においては、水質や大気などの健康を脅かす公害やその予兆は確認されていません。しかし、ゴミの不法投棄、ペットのウンなどの散歩のマナー違反、所有地の管理不全、空き家などについての苦情や不安の声が多いため、地域コミュニティとも連携して効果的な対策を講じていく必要があります。

引き続き、水と大気の監視を行うとともに、維持管理の必要性を周知し、多様な主体の協働によって、良い状態を維持していく必要があります。

② 自然環境（生物多様性の保全・野生鳥獣との共生）

本市においては、世界規模で起きているような急速な環境破壊による生物多様性の損失は発生していないが、様々な要因により減少している希少な動植物の保全と外来生物の防除が課題です。

また、近年、野生鳥獣による農作物への被害やツキノワグマの出没による事故のリスクが高まっており、より農村部の人口が減少する見通しの中で、単発ではなく面的な対応、予防的な対応をとっていくことが求められます。

本市の農村景観は、森林と農地により形成されていますが、民有林は管理が行き届いていない現状と農地所有者の高齢化や担い手不足により、荒廃するリスクが高まっています。その価値や成立要件、先人の努力や思いなどについて、環境教育なども活用しながら次世代を中心着実に啓発していく必要があります。

³⁸ 【ゼロカーボン】地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量を、森林等が吸収する量以下にすること、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすること。

③ 地球環境（地球温暖化対策・ごみ排出削減）

本市においても温暖化が進み、市民の暮らしや農業などに影響を与えています。

本市では、地球温暖化防止対策に積極的に取り組んでおり、公共施設、事業活動・住民生活における再生可能エネルギー³⁹の導入を促進しています。この結果、電力ベースでの再生可能エネルギー利用割合はすでに9割を超えていますが、二酸化炭素排出量実質ゼロに向かた中間目標とのギャップは大きく、さらなる取り組みの推進が不可欠です。しかし、市民アンケート結果から本市における脱炭素推進の主要な手段である「太陽光発電⁴⁰」に対する市民の関心と支持が低下しており、普及に向けては丁寧な説明とインセンティブの再設定などの工夫が必要になります。

また、ごみの排出量は、生活系・事業系ともに順調に減少しており、全国・県内自治体と比べて非常に少なくなっていますが、この水準を維持するために減量化を推進する施策を継続していく必要があります。また、リサイクル率が頭打ちになっているため、さらなる啓発とリサイクル促進の仕組みづくりが必要です。

④ 環境保全活動（官民連携・団体活動支援）

市民や事業者が、身近な地域の環境保全から地球規模の課題まで意識しながら行動できるよう、環境に関する学びや実践の機会を広げていくことが重要です。

このため、学童期からの環境教育や体験学習の機会を提供するとともに、社会人や企業が参加できるプログラムの充実を図り、意識・行動の変容を促していくことが求められます。

また、環境保全の取組を効果的に進めるためには、行政・市民・事業者・各種団体が、地域の課題や目指す姿を共有し、協働して取り組める仕組みを整えていくことが必要です。

³⁹ 【再生可能エネルギー】エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

⁴⁰ 【太陽光発電】太陽光を太陽電池により電力に変換する発電方式。再生可能エネルギーである太陽エネルギーの利用方法の一つ。

第3章 計画の基本的な考え方

本章では、「第3次環境基本計画」を推進する上での本市の基盤となる考え方を示す「基本理念」と本計画によって達成したい姿を示す「基本目標」を説明します。また、「基本目標」を達成するために、どのような手段・手法を用いるかを示す「施策体系」についても説明します。

1. 望ましい環境像

私たちの先人は、自然の恵みを受け取りながら、知恵と努力の積み重ねにより今日の豊かな社会を築いてきました。現代に生きる私たちは、先人たちが残してくれた、この恵み豊かな環境を守っていくとともに、より豊かで、よりすばらしいものにした上で、未来の世代に継承する責務を負っています。

本計画では、「持続可能なまちをはぐくみみどりの地球を未来へ」という環境像を継承します。この望ましい環境像を実現し、市域におけるさらなる良好な環境の形成・創出を目指して、環境保全の取り組みを一層推進していくこととします。

持続可能なまちをはぐくみ

みどりの地球を未来へ

2. 基本目標

本市の恵み豊かな環境を未来に伝えるためには、水辺や緑といった貴重な自然を活かしながら、人と自然が共生する環境負荷の少ないまちづくりをさらに推進する必要があります。

あわせて、快適で衛生的な環境の確保と、市民の健康と生活を守るために生活基盤の整備を行い、市民一人ひとりが安心して暮らすことのできるまちづくりを進める必要があります。

このため、本計画では、第1章 基本事項の「対象とする環境」4分野（生活環境、自然環境、地球環境、環境保全活動）ごとに4つの基本目標を掲げ、望ましい環境像の実現に向けて各種の取り組みを推進・展開し、市域における良好な環境の保全と創出を目指します。

4つの基本目標

生活環境・・・基本目標1 安心して暮らせる快適なまちづくり

自然環境・・・基本目標2 自然を保全し、共に生きるまちづくり

地球環境・・・基本目標3 地球環境に配慮したまちづくり

環境保全活動・・・基本目標4 市民や事業者との連携・協働の推進

基本目標1 安心して暮らせる快適なまちづくり

自然に与えられ、先人から残された環境を次世代によりよい形で残していくことは、現代に生きる私たちの責務と言えます。

市民・事業者・行政が、環境には許容限度があることを理解した上で、日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷の低減に努め、大気や水などを良好な状態に保つことにより、本市に住む人々の生活環境の保全を図り、健康が保たれ、安全安心に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

基本目標2 自然を保全し、共に生きるまちづくり

我々が生きていく上で自然から計り知れないほど多くの恵みを享受していますが、人間の活動は拡大を続けており、自然環境を変化させてしまうインパクトを持っています。

自然環境を変化させてしまうと、そこに生息する多様な生物の活動に影響が及びます。そして、自然は一度損なわると、元の状態に回復するまでに長い時間を必要とします。

このことを理解した上で、水辺や緑などの身近な自然環境を保全しながら適正な利用を図ることにより、人と自然が共生でき、美しい景観を継承できるまちづくりを進めます。

基本目標3 地球環境に配慮したまちづくり

現代に生きる私たち人類の活動は、地球環境に少なくとも影響を与えています。私たちの生活や経済活動が、天然資源の消費と廃棄物の排出を通して、地球環境に大きな負荷を与えることを理解することが大切です。その上で、省エネルギー施設や設備の導入や生活の見直し、再生可能エネルギー⁴¹の利用、廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進などに努めることにより、温暖化が抑制され、持続可能なまちづくりを進めます。

基本目標4 市民や事業者との連携・協働の推進

環境に対する意識や行動を変化させるためには、学習や体験が重要な役割を果たします。市民・事業者・行政が環境学習などを通じて様々な環境問題に対して理解を深めることで、自主的かつ積極的に環境保全活動を喚起していくことが大切です。

「東御市や地球の環境を守る」あるいは「次の世代に良い環境を残す」などの大きな目標を共有することで、市、市民、事業者などが適正かつ公平な役割分担のもとで相互に連携・協力する仕組みづくりを進めることにより、恵み豊かな環境を未来へつなげます。

⁴¹ 【再生可能エネルギー】エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

3. 施策の体系

それぞれの「基本目標」ごとに、次の施策に取り組みます。

対象とする環境	基本目標	施策
生活環境	1 安心して暮らせる快適なまちづくり	<p>(1) 水環境の保全と良質な水資源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ①良質な水環境の維持・確保 ②適切な排水対策の推進 ③「水や水辺の環境を楽しみ・守る」取組の推進 <p>(2) 大気環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ①大気環境の測定と情報公開 ②行政による率先行動の推進 ③市民・事業者の活動による大気汚染の抑止 <p>(3) 環境美化の推進と公害の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境美化の推進 ②生活マナー・モラルの向上 ③騒音・悪臭等の公害の未然防止と指導 <p>(4) 不法投棄・空き家対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①不法投棄対策の強化 ②空き地・空き家対策の推進
自然環境	2 自然を保全し、共に生きるまちづくり	<p>(1) 森林・農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ①森林の保全と活用 ②協働による森林づくりの推進 ③持続可能な農業の推進と農地の保全 <p>(2) 生態系の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身近な動植物の保全 ②自然を学ぶ機会の創出 <p>(3) 自然とのふれあいの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①親しみのもてる水辺づくり ②子ども・市民の自然体験学習の推進 ③農業を通した自然とのふれあいの機会の創出 <p>(4) 風景・景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ①歴史・文化的景観の保全と活用 ②農村・自然景観の緑化の推進 ③市民による景観づくりの促進 ④景観形成のルールと情報発信
地球環境	3 地球環境に配慮したまちづくり	<p>(1) 地球温暖化対策の推進（設備投資・森林吸収等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地球温暖化対策の推進のための計画策定と検証 ②公共施設における地球温暖化対策の推進 ③森林吸収量の確保 ④再生可能エネルギーの普及推進 ⑤省エネ設備の導入 <p>(2) 地球温暖化対策の推進（市民・事業者の行動変容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①脱炭素についての情報発信と市民活動の促進 ②移動における行動変容の促進 ③食における行動変容の促進 <p>(3) ごみ減量化と適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ごみの減量化（ごみの排出前） ②ごみの適正処理（ごみの排出後）
環境保全活動	4 市民や事業者との連携・協働の推進	<p>(1) 環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校や地域での環境教育の推進 ②環境に関する情報提供の推進 <p>(2) 環境保全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民・事業者・行政の連携・協力による「生活環境」の保全 ②市民・事業者・行政の連携・協力による「自然環境」の保全 ③市民・事業者・行政の連携・協力による「地球環境」の保全

第4章 施策の展開

本章では、第3章で定めた基本目標ごとに、具体的に取り組むことを整理します。
本計画では、4つの基本目標のもと、13の施策・38の事業を展開します。

各「基本目標」では、成果を測定する指標を定めています。指標は原則として、前半5年までの達成状況を踏まえて中間見直しを行うことを想定し、令和12年度（2030年度）の目標を記載しています。

基本目標を達成するためには、行政・市民・事業者等の連携が不可欠であるため、「施策」を実施する際の具体的な手段である「事業」ごとに、行政／市民／事業者の役割を示す表と○印を付けています。

また、各「事業の内容」の欄には、行政が取組む内容とともに、市民や事業や期待することをあわせて記載しています。

基本目標1 安心して暮らせる快適なまちづくり



自然に与えられ、先人から残された環境を次世代によりよい形で残していくことは、現代に生きる私たちの責務と言えます。

市民・事業者・行政が、環境には許容限度があることを理解した上で、日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷の低減に努め、大気や水などを良好な状態に保つことにより、本市に住む人々の生活環境の保全を図り、健康が保たれ、安全安心に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

▼基本目標1の成果指標

項目	単位	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
千曲川の水質状況 BOD (生物化学的酸素要求量) 値	mg/l	0.62	2.00 以下 環境基準 河川A類型
道路沿線の二酸化窒素濃度	ppm	0.007	0.06 以下 環境基準 大気
野焼き苦情件数の推移	件	27	20 件以下

【施策 1-1】水環境の保全と良質な水資源の確保

■取組内容

良質な水環境を維持していくため、工場や事業場からの有害物質の流出の監視、水洗化・合併浄化槽設置の促進に努めるとともに、市民が河川や水源地に親しむ機会や水環境を保全する機会の提供を行います。

■主な施策

事業 1-1-1：良質な水環境の維持・確保

内 容	担当	市民	事業所等
① 安全な水道水を提供するために、定期的に水質検査を実施します。	上下水道課		
② 河川・地下水等の水質調査を実施し、調査結果を市のホームページ等で公表します。	生活環境課		
③ 地下水源を守るため、許可のないさく井(井戸掘り)を規制します。 許可制度を守って、安全・安心な水環境を保ちましょう。	生活環境課		○
④ 水源のかん養などの機能を高めるため、森林整備を推進します。 森を大切にし、水を育む環境を守りましょう。	農林課	○	
③ 減農薬や減化学肥料による環境にやさしい農業を推進することで、水をはじめ、環境への負荷を低減します。 環境に配慮した農業を応援し、自然を大切にしましょう。	農林課	○	
④ 雨水利用の促進のため、雨水貯留槽を設置する世帯に設置する費用の補助を行います。 雨水を活用し、水資源を大切にしましょう。	建設課	○	

事業 1-1-2：適切な排水対策の推進

内 容	担当	市民	事業所等
① 生活環境の向上と河川等の水質保全のため、下水道未接続者に対する働きかけ、水洗化を促進します。 下水道の利用を進め、安全で清潔な生活環境を保ちましょう。	上下水道課	○	
② 河川等の水質保全のため、下水道整備区域外における合併処理浄化槽 ⁴² の設置費用の補助を行います。	生活環境課		
③ 公害の発生・拡大を防ぐため、工場・事業場などからの排水の監視を行い、基準値を超える排水を確認した場合には、適正な指導を実施します。 水質を守り、きれいな環境を保ちましょう。	生活環境課	○	○
④ 公害を未然防止するため、工場や事業場からの油や有害物質などの流出事故防止の徹底を行います。 日ごろから点検を行い、事故を防ぎましょう。	生活環境課	○	○

事業 1-1-3：「水や水辺の環境を楽しみ・守る」取組の推進

内 容	担当	市民	事業所等
① 河川の環境を守るため、環境監査員・河川モニター等、市民と連携した河川パトロールを実施します。 川を守る活動に取り組みましょう。	生活環境課	○	
② 河川愛護団体と連携し、河川の清掃活動など川を守る活動への市民参加を促します。 美しい川を守るため、一緒に行動しましょう。	建設課	○	
③ 安全に身近な川に親しむ機会の提供をするため、小川での水遊びの機会を提供します。 自然を大切にしながら、川に親しみましょう。	文化・スポーツ振興課	○	
④ 身近な環境から生物の生育環境を学ぶため、河川における水生生物の生息調査を実施します。	生活環境課		○ 高校
⑤ 市民の関心を高めるため、市ホームページなどで、水質や水生生物などについての情報提供を実施します。 身近な水環境に关心を持ち、理解を深めましょう。	生活環境課	○	

⁴² 【合併処理浄化槽】し尿と台所や風呂から出る排水を合わせて処理する浄化槽のこと。

【施策 1-2】大気環境の保全

■取組内容

空気は水とともに、人間活動に欠かせない生命の源となるものです。汚染につながる行動を抑制するとともに、大気を汚さないライフスタイルを定着させていくため、定期的な測定と監視、問題に対する指導と汚染につながる行動の抑制のための啓発を行います。

■主な施策

事業 1-2-1：大気環境の測定と情報公開

内 容	担当	市民	事業所等
① 大気汚染の状況を監視するため、必要な測定を実施します。	生活環境課		
② 大気の環境を周知するため、測定結果を公表します。	生活環境課		

事業 1-2-2：行政による率先行動の推進

内 容	担当	市民	事業所等
① 環境負荷の少ない公用車を導入することで、温室効果ガスや有害物質を低減します。	総務課		

事業 1-2-3：市民・事業者の活動による大気汚染の抑止

内 容	担当	市民	事業所等
① 違法な野焼き ⁴³ などの迷惑行為を防止するために、騒音や悪臭に関する注意喚起や指導を行います。 マナーを守って、快適な環境をつくりましょう。	生活環境課	○	
② 排出ガスの抑制のために、エコドライブを推進します。 環境にやさしい運転をしましょう。	生活環境課	○	○
③ 大気汚濁を防ぐために、工場・事業場の排気を監視し指導します。 適正な管理を行い、大気保全に努めましょう。	生活環境課		○

⁴³ 【野焼き】木くずや廃プラスチックなどを屋外で燃やしたり、簡易な構造の焼却炉で燃やしたりする、いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されている。ただし、社会の慣習上やむを得ない焼却（どんど焼きなど）や、田畠の土手焼きなどの農業を営むためにやむを得ない焼却などは、例外とされる。本市では野焼きによる煙やにおいに対する苦情が多くあるため、野焼きの原則禁止などの正しい情報について、市民への広報・啓発に努めている。

【施策 1-3】環境美化の推進と公害の未然防止

■取組内容

地域の環境美化のため「まちをきれいにする月間」による道路・河川清掃や、希望団体・区に対する花苗の配布などの自主的な活動の支援を行います。

また、騒音・悪臭・野焼き・ペットの糞の廃棄などの環境を悪化させる迷惑行動への指導を徹底するとともに、未然防止のための啓発を行います。

■取組内容

事業 1-3-1：環境美化の推進

内 容	担当	市民	事業所等
① 快適な生活環境を保つため、道路や河川の清掃活動を支援します。 身近な場所をきれいにして、気持ちよく過ごしましょう。	生活環境課	○	○
② 地域景観を向上させるため、公共空間などの花壇整備を支援します。 花と緑のある、うるおいのあるまちをつくりましょう。	地域づくり 支援課 建設課	○	○

事業 1-3-2：生活マナー・モラルの向上

内 容	担当	市民	事業所等
① 環境トラブルを防ぐため、生活マナーの周知と指導を行います。	生活環境課		
② 地域の環境美化を進めるために、「まちをきれいにする月間」での清掃活動を支援します。 協力し合って、住みよいまちを育てましょう。	生活環境課	○	○
③ 人とペットの共生社会の実現に向けた活動を支援（野良犬・猫などの愛護活動）します。 飼い主としてのマナーを守り、共に暮らせる環境を守りましょう。	生活環境課	○	

事業 1-3-3：騒音・悪臭等の公害の未然防止と指導

内 容	担当	市民	事業所等
① 被害を防ぐために、公害発生のおそれがある行為を監視します。 周りへの影響に配慮して、快適な環境を守りましょう。	生活環境課	○	
② 生活環境を守るために、自動車交通騒音や環境騒音を測定します。	生活環境課		
③ 近隣トラブルを防ぐため、事業者へ適正な騒音配慮を啓発します。 作業時の音に気を配り、安心して暮らせる環境を守りましょう。	生活環境課		○

参考：【東御市の環境をよくする条例第40条（市民の義務）】

- (1) ばい煙、粉じん及び悪臭を発生するおそれのある物質を燃焼させ、又は放出しないこと。
- (2) 公共用水域及び市指定の場所以外の土地に廃棄物を捨て、若しくは放置する等の美観を損ねる行為又は不衛生な行為をしないこと。
- (3) 公共施設を大切に使用し、常に環境の美化に努めること。
- (4) 空き地及び農地を有する土地所有者又は管理者は、その土地に空き缶等のごみが捨てられないよう清掃その他必要な措置を講ずるとともに、病害虫の発生防止、火災防止のための草刈り等の適切な管理をすること。
- (5) 建築物等の建設又は構造物の設置等により、電波障害を生ずることのないようすること。
- (6) 商業宣伝を目的とした拡声機の使用時間は、午前9時から午後7時までとすること。
- (7) 害鳥用爆音器、楽器の使用等により、みだりに騒音を発生させる行為をしないこと。なお、害鳥用爆音器の使用時間は、午前5時から午後7時までとし、住宅からおおむね100メートル以内では使用しないこと。
- (8) 犬、猫等を所有し、飼育し、又は管理する者は、ふん便を防止する等の適切な管理又は飼育に努めること。
- (9) みだりに動物又は植物の採取をしないこと。

【施策 1-4】不法投棄・空き家対策の推進

■取組内容

○不法投棄対策

人目の届きにくい山林・農地・河川敷、高速道路沿いや県境部などの不法投棄⁴⁴の未然防止と早期発見のため、不法投棄を「しない・させない・見逃さない」地域づくりを進め、生活環境と自然環境を保全します。

○空き地・空き家対策

「空家等対策計画」に基づき、特定空き家等の判定や助言・指導を実施するとともに、老朽化した空き家や危険な空き家の除却支援や、空き家バンクによる利活用促進など「発生抑制から除却」まで一体的な対策を推進します。

■主な施策

事業 1-4-1：不法投棄対策の強化

内 容	担当	市民	事業所等
① 不法投棄を防ぐために、不法投棄防止看板を設置します。 ごみを正しく処理して、住みよい環境を守りましょう。	生活環境課	○	
② 悪質な投棄を抑止するために、県・警察と連携して摘発を強化します。	生活環境課		
③ 周辺環境を保全するために、不法投棄物を速やかに回収します。 一人ひとりの心がけで、不法投棄のないまちにしましょう。	生活環境課	○	○
④ 効果的な対策のために、不法投棄情報を整理し、基礎データを蓄積します。	生活環境課		
⑤ 投棄の未然防止のために、ごみ不法投棄パトロールを行います。 不法投棄を防ぐために、身近な場所をいつもきれいにしておきましょう。	生活環境課	○	

⁴⁴ 【不法投棄】投棄物は家庭ごみや家電、建設廃材、タイヤなど多様。

事業 1-4-2：空き地・空き家対策の推進

内 容	担当	市民	事業所等
① 空き家発生を防ぐため、所有者への啓発と相談支援を行います。	企画振興課		
② 空き家バンクへの空き家の登録を促進するとともに、その利活用を促進します。	企画振興課		
③ 周辺環境に悪影響を及ぼす管理不全の状態にある空き家への指導と法的対応を行います。	建設課 生活環境課		
④ 安全な生活環境を確保するため、著しく老朽化した空き家の除却支援を行います。	建設課		
⑤ 地域で空き家対策を進めるために、自治会と情報を共有し連携します。 空き家の管理や活用に関心を持ちましょう。	地域づくり 支援課 企画振興課	○	
⑥ 不法投棄等の発生を防ぐために、空き地の適正管理を指導します。	生活環境課		

基本目標2 自然を保全し、共に生きるまちづくり



我々が生きていく上で自然から計り知れないほど多くの恵みを享受していますが、人間の活動は拡大を続けており、自然環境を変化させてしまうインパクトを持っています。

自然環境を変化させてしまうと、そこに生息する多様な生物の活動に影響が及びます。そして、自然は一度損なわれると、元の状態に回復するまでに長い時間を必要とします。

このことを理解した上で、水辺や緑などの身近な自然環境を保全しながら適正な利用を図ることにより、人と自然が共生でき、美しい景観を継承できるまちづくりを進めます。

▼基本目標2の成果指標

項目	単位	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
荒廃農地面積	ha	330	320
森林整備面積	ha	22 (令和2~6年度平均)	22
森林に関する学習会の開催数	回	1	1
希少生物に関する学習会の開催数	回	1	1
屋外広告物を含む景観保全の啓発に関するイベント開催数	回	2	3

【施策 2-1】森林・農地の保全

■取組内容

○森林の保全・活用

本市の森林資源を保全するとともに活用を促すことで、森林の持続可能性を高め、森林が有する、木材生産・CO₂削減・防災・レクリエーションなどの多面的な機能を次世代の市民へ継承します。

○持続可能な農業

次世代に良い状態の農地・農業を引き継いでいくため、将来構想に基づく地域計画を進めることで作物や担い手の将来の方向性を明確することで、農地の荒廃化の抑制と農地の再生を推進します。担い手に農地を集約することで農地活用を維持するとともに、環境に優しい農業についても推進し、持続可能な農業・農村環境の維持を図ります。

■主な施策

事業 2-1-1：森林の保全と活用

内 容	担当	市民	事業所等
① 安定した林業経営のために、後継者の育成と事業体の強化を支援します。 林業に関心を持ち、森づくりに参加しましょう。	農林課	○	
② 森林資源を持続的に活用するために、森林環境譲与税、森林管理制度、森林育成事業補助金等の財源を活用して再造林と路網整備を進めます。	農林課		
③ 森林が水を蓄える働きや防災機能を維持するため、適切な森林管理を行います。 森林の保全に協力し、自然豊かな地域を育てましょう。	農林課	○	
④ 土砂災害を防ぐために、保安林や緩衝帯の整備を進めます。	農林課		
⑤ 森林火災を防ぐために、監視体制を強化します。 日ごろから火の注意を心がけ、安全な環境を保ちましょう。	農林課	○	
⑥ 公共建築での地域材利用を広げるために、木材の優先使用を推進します。 地域材を活用し、持続可能な森づくりに協力しましょう。	農林課	○	○
⑦ 地域資源を有効活用するために、間伐材や地域材の利用を促進します。 地域材を活用して、豊かな森林と地域を育てましょう。	農林課	○	○
⑧ 森林被害を防ぐとともに野生生物との共存を図るために、獣害・病害虫対策を推進します。 森を守りながら、野生生物との共生を考えましょう。	農林課	○	

事業 2-1-2：協働による森林づくりの推進

内 容	担当	市民	事業所等
① 民有林の適正管理を進めるために、森林経営計画の策定を支援します。 森林の手入れを心がけ、地域の森を未来へつなぎましょう。	農林課	○	
② 自然や生物などへの理解を深めるために、学校や地域と連携して森林環境教育を行います。 森や生きものへの関心を高め、共に暮らせる環境をつくりましょう。	農林課	○	○

事業 2-1-3：持続可能な農業の推進と農地の保全

内 容	担当	市民	事業所等
① 地域農産物の価値を高めるために、加工品開発とブランド化を支援します。 地元の農産物を大切にして、地域の魅力を守りましょう。	農林課	○	○
② 農地を持続的に活用するために、地域計画に基づき担い手を支援します。 農地の維持や活用に関心を持ち、地域の農業を支えましょう。	農林課	○	
③ 農地の荒廃を防ぐために、交付金を活用して農地の保全を進めます。 地域の農地を大切にして、未来の農業を守りましょう。	農林課	○	
④ 資源循環を進めるために、農林業廃棄物の適正処理とリサイクルを推進します。 資源を有効に活用しましょう。	農林課	○	○
⑤ 生活環境を守るために、家畜ふん尿の適正管理と悪臭防止を徹底します。 適正管理を心がけ、快適で安全な生活環境を守りましょう。	農林課		○
⑥ 農作物被害を防ぐために、猟友会と連携して有害鳥獣の捕獲と電気柵設置等の対策を推進します。 農作物被害を減らす取り組みに参加し、地域の豊かさを守りましょう。	農林課		○

【施策 2-2】生態系の保全

■取組内容

本市に生息する多様な生物がその生態系を維持していくことができるよう、保護団体や企業と連携した自然環境保全の活動を推進します。また、自然や生物に対する市民の理解を広げるため、講座開催や体験機会の提供を行います。

■主な施策

事業 2-2-1：身近な動植物の保全

内 容	担当	市民	事業所等
① 多様な生きものを守るために、保護団体・企業と連携し希少種の保全に取り組みます。 希少種の生息環境を大切にして、地域の自然を守りましょう。	文化・スポーツ振興課		○
② 生態系を守るため市民等と連携してアレチウリなど外来生物駆除対策を定期的に実施します。 外来生物駆除に参加し、地域の自然環境を守りましょう。	生活環境課	○	
③ 野生動物との軋轢を低減するため科学的管理 ⁴⁵ による獣害防止のための対策を講じます。獣害対策の知識を学び、野生動物と共生できる環境を守りましょう。	農林課	○	
④ 生物多様性を守るために、ネイチャーポジティブや30by30 の取組を広報し市民の理解と協力を促します。 取組を理解し、自分にできる自然保護の行動を進めましょう。	生活環境課	○	
⑤ 生態系を守るために、市域の貴重な動植物や生態系に関する情報を提供します。情報を活用して、自然と共に暮らせる環境を守りましょう。	商工観光課	○	○

事業 2-2-2：自然を学ぶ機会の創出

内 容	担当	市民	事業所等
① 自然への理解を深めるために、湯の丸ビズターセンターでの自然体験講座を支援します。 講座を活用して、自然環境への理解を深めましょう。	商工観光課	○	○
② 自然を学び楽しむ機会を広げるために、湯の丸高原のガイドや自然学習リーダーを養成します。 ガイドやリーダーの活動を支援し、自然を楽しむ場を増やしましょう。	商工観光課	○	○

⁴⁵ 【科学的管理】被害把握、防護柵維持管理、捕獲体制などの要素を統合的に運用し、効率的に成果を上げるマネジメントのこと。

【施策 2-3】自然とのふれあいの推進

■取組内容

自然とのふれあいの機会を確保することで、市民や都市部からの来訪者のリフレッシュの機会をつくるとともに、身近な自然や希少な生物への理解を深める機会をつくり、自然保全の意識を高めていきます。また、自然を活かした産業活動である農業に親しむことで、自然の恵みを実感し自然に感謝する場をつくります。

■主な施策

事業 2-3-1：親しみのもてる水辺づくり

内 容	担当	市民	事業所等
① 水辺を身近に楽しめる環境をつくるために、河川敷や遊歩道、公園などの市民が水辺に親しめる空間形成を図ります。 水辺の美化やマナーを守り、誰もが楽しめる環境をつくりましょう。	建設課	○	

事業 2-3-2：子ども・市民の自然体験学習の推進

内 容	担当	市民	事業所等
① 自然への理解を深めるために、湯の丸高原での自然観察会など自然体験学習を推進します。 自然体験に参加し、自然や生きものを大切にしましょう。	商工観光課	○	
② 山の自然や安全な登山を学ぶために、生涯学習講座で登山学習を実施します。 講座に参加して自然を学びながら登山を楽しみましょう。	地域づくり支援課	○	

事業 2-3-3：農業を通した自然とのふれあいの機会の創出

内 容	担当	市民	事業所等
① 市民が農に親しむ機会をつくるために、遊休地を活用した市民農園を運営します。 作物を育て、農の魅力を感じながら地域を支えましょう。	農林課	○	
② 都市と農村の交流を深めるために、農業体験を実施します。 農と地域の魅力を一緒に楽しみましょう。	農林課		○
③ 地域の交流を広げるために、施設やイベントを活用してふれあいの場をつくります。 参加・協力して地域のつながりを深めていきましょう。	農林課 商工観光課	○	○
④ 地産地消を進めるために、学校や保育園の給食で地元食材を積極的に活用します。 地元の生産者を応援しながら、地域の食のつながりを深めていきましょう。	農林課 保育課 教育課	○	○
⑤ 自然と文化への理解を深めるために、芸術むら公園や農林業体験による体験型観光と環境学習を推進します。 身近な自然や文化にふれ、学びながら地域の魅力を感じていきましょう。	商工観光課	○	
⑥ 地域資源を活かすために、農村資源を生かした地域内循環やエコツーリズム ⁴⁶ を展開します。	商工観光課		

⁴⁶ 【エコツーリズム】観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内・助言を受け、その自然観光資源の保護に配慮しつつ自然観光資源とふれあい、知識・理解を深める活動。

【施策 2-4】風景・景観の保全

■取組内容

特徴ある風景・景観を将来に引き継ぐため、長野県屋外広告物条例と長野県景観条例及び東御市景観形成指導基準に基づいて屋外広告物の規制や建築物の景観調和を推進します。また、景観形成住民協定や景観づくり団体の活動を支援し、良好な景観の保全に取組みます。

■主な施策

事業 2-4-1：歴史・文化的景観の保全と活用

内 容	担当	市民	事業所等
① 歴史的景観を未来に継承するために、海野宿を保存・整備し魅力を発信します。 海野宿の歴史や魅力を大切にし、次の世代へ伝えていきましょう。	文化・スポーツ振興課	○	
② 地域の景観資源を守り活かすために、歴史的町並みや文化的景観を保全し活用します。 身近な景観を大切にし、地域の美しい風景を守っていきましょう。	文化・スポーツ振興課 建設課	○	

事業 2-4-2：農村・自然景観と緑化の推進

内 容	担当	市民	事業所等
① 地域の美しい風景を守るために、農村景観や河川景観を保全し改善します。 地域の自然を思いやり、心やすらぐ風景を守っていきましょう。	生活環境課 農林課	○	
② 田園の風景を次世代につなぐために、荒廃農地を再生して景観を維持します。 地域の田畠を見守りながら、豊かな田園の景観を守っていきましょう。	農林課	○	
③ 緑豊かな公共空間を創るために、公園の植栽や街路樹などの設置・管理を進めます。 公共空間の緑を育む活動に参加しましょう。	建設課	○	○

事業 2-4-3：市民による景観づくりの促進

内 容	担当	市民	事業所等
① 良好的な景観づくりを進めるため、市民団体やボランティアの活動を支援します。 地域の景観を守る活動に关心を持ち、きれいなまちづくりに協力していきましょう。	建設課	○	○
② 地域で景観を守るため、花壇づくりや緑化活動への地域の取組を支援します。 身近な場所で花や緑を育てながら、みんなで美しく潤いのあるまちをつくっていきましょう。	地域づくり 支援課 建設課	○	○
③ 地域の景観保全を進めるため、景観形成住民協定の締結と運用を支援します。 協定を通じて地域の景観を見直し、誇れるまちをつくっていきましょう。	建設課	○	
④ 景観への理解と参加を広げるため、市民団体と連携して啓発や学習を行います。 身近な景観に关心を持ち、学びながら地域の景観づくりに参加していきましょう。	建設課	○	

事業 2-4-4：景観形成のルールと情報発信

内 容	担当	市民	事業所等
① 良好的な景観を保つため、屋外広告物規制と景観形成指導基準を適切に運用します。	建設課 生活環境課		
② 景観への理解と参加を広げるため、啓発や広報、学習活動を充実させます。	建設課		

基本目標3 地球環境に配慮したまちづくり



現代に生きる私たち人類の活動は、地球環境に少なくとも影響を与えています。私たちの生活や経済活動が、天然資源の消費と廃棄物の排出を通して、地球環境に大きな負荷を与えることを理解することが大切です。

その上で、省エネルギー施設の導入や生活の見直し、再生可能エネルギー⁴⁷の利用、廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進などに努めることにより、温暖化が抑制され、廃棄物の少ない持続可能なまちづくりを進めます。

▼基本目標3の成果指標

項目	単位	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
住宅用太陽光発電 ⁴⁸ システム導入	kW	7,669	9,706
再生可能エネルギー自給率	%	93.5	105
ごみ（一般廃棄物）の 総排出量	t	5,625	5,392

⁴⁷ 【再生可能エネルギー】エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

⁴⁸ 【太陽光発電】太陽光を太陽電池により電力に変換する発電方式。再生可能エネルギーである太陽エネルギーの利用方法の一つ。

【施策 3-1】 地球温暖化対策の推進（設備投資・森林吸収等）

■取組内容

本市は、2050年までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを実現するため、公共施設をはじめ、民間の施設においても、太陽光・蓄電池⁴⁹などの再生可能エネルギー設備とLED化・ZEH⁵⁰・ZEB⁵¹化を促進します。さらに、二酸化炭素の吸収源である森林整備を実施することで、地域全体で排出削減と吸収量確保の両立を図ります。

■主な施策

事業 3-1-1：地球温暖化対策の推進のための計画策定と検証

内 容	担当	市民	事業所等
① 2050年ゼロカーボン ⁵² を実現するために、市全体のCO ₂ 排出量を計算し計画的に削減します。	生活環境課		
② 事業活動の地球温暖化対策のため、事業活動温暖化対策計画の策定を支援します。環境に配慮した事業運営を進め、温暖化防止に取り組んでいきましょう。	生活環境課		○

事業 3-1-2：公共施設における地球温暖化対策の推進

内 容	担当	市民	事業所等
① 公共施設の温室効果ガス排出削減を実施します。	生活環境課		
② 公共施設に太陽光と蓄電池を導入します。	生活環境課		
③ 保育園・学校など公共施設に省エネ設備を導入します。	生活環境課 教育課 保育課		

事業 3-1-3：森林吸収量⁵³の確保

内 容	担当	市民	事業所等
① 二酸化炭素を吸収する森林を守るために、公有林の森林整備を実施します。	農林課		
② 健全な森林を維持するために、私有林の適切な管理を啓発し促進します。 地域の森林に関心を持ち、みんなで森を守り育てていきましょう。	農林課	○	

⁴⁹ 【蓄電池】放電したら終わる乾電池と異なり、電気エネルギーを貯蔵でき、必要なときに放電できる充電可能な電池。

⁵⁰ 【ZEH(ゼッチ)】「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味。1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家をさす。

⁵¹ 【ZEB(ゼブ)】先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極的な活用ができる設備の導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

⁵² 【ゼロカーボン】地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量を、森林等が吸収する量以下にすることで、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすること。

⁵³ 【森林吸収量】森林吸収量の推計値の算出については、長野県の森林吸収量を県と町の森林面積の割合で案分し、15.3千t-CO₂と試算した。

事業 3-1-4：再生可能エネルギー⁵⁴の普及推進

内 容	担当	市民	事業所等
(1) 太陽光発電⁵⁵設備の導入			
① 再エネ利用を広げるために、住宅や事業所への太陽光と蓄電池 ⁵⁶ の導入を促進します。(自家消費・PPA ⁵⁷ 等) 再生可能エネルギーの導入に関心を持ち、脱炭素社会の実現に取り組んでいきましょう。	生活環境課	○	○
(2) その他再生可能エネルギーの導入促進			
① 太陽光発電に限らず、バイオマスや太陽熱利用など様々な再生可能エネルギーの導入を促進します。 省エネ機器の活用や工夫を進め、エネルギーの無駄を減らして、自然のエネルギーを上手に活かし、環境にやさしい暮らしとまちづくりを進めていきましょう。	生活環境課	○	○

事業 3-1-5：省エネ設備の導入

内 容	担当	市民	事業所等
① 住居・事業所の省エネを高めるために、省エネ建築物の普及促進をします。 エネルギーを大切に使う建物づくりに取り組み、快適で環境にやさしいまちを目指しましょう。	生活環境課	○	○
② 住居・事業所の省エネを高めるために、省エネ設備の普及促進をします。 身近なところから省エネ機器を取り入れ、持続可能なまちづくりを進めていきましょう。	生活環境課	○	○

⁵⁴ 【再生可能エネルギー】エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

⁵⁵ 【太陽光発電】太陽光を太陽電池により電力に変換する発電方式。再生可能エネルギーである太陽エネルギーの利用方法の一つ。

⁵⁶ 【蓄電池】放電したら終わる乾電池と異なり、電気エネルギーを貯蔵でき、必要なときに放電できる充電可能な電池。

⁵⁷ 【PPA】電力購入契約（Power Purchase Agreement）の略。PPA事業者が設置費用やメンテナンス費用を負担し、導入する側の敷地（屋根や空きスペース）に太陽光発電設備を設置し、そこで発電した電気を導入側が購入する仕組み。初期費用をかけずに太陽光発電を導入でき、電気代の削減や脱炭素化に貢献できる。

【施策 3-2】 地球温暖化対策の推進（市民・事業者の行動変容）

■取組内容

脱炭素社会の実現には、市民・事業者等の行動変容が不可欠であるため、広報や啓発を通じ、家庭や事業所でできる省エネ・節電、公共交通利用、フードロス削減などの実践を呼びかけます。実践を通じて、従来のライフスタイルを変化させながら、温暖化防止の取組の浸透を図ります。

事業 3-2-1：脱炭素についての情報発信と市民活動の促進

内 容	担当	市民	事業所等
① 環境意識を高めるために、家庭や事業活動が地球環境に与える影響を広報します。 環境への影響を見つめ直し、持続可能な事業運営を進めていきましょう。	生活環境課		○
② 身近な脱炭素行動を広げるために、自宅や事業所ができる温暖化対策の情報を提供します。 日常の中できることのできる省エネや再エネの取組を実践し、みんなで脱炭素社会をめざしましょう。	生活環境課	○	○
③ 地域で脱炭素を進めるために、地球温暖化防止に取り組む市民活動を促進します。 身近なところからできる取組を広げ、地域ぐるみで温暖化防止に努めましょう。	生活環境課	○	○

事業 3-2-2：移動における行動変容の促進

内 容	担当	市民	事業所等
① 自動車利用を減らすために、市職員と市民へノーマイカー運動を啓発します。 環境にやさしい移動を心掛けましょう。	総務課	○	○
② 環境負荷を減らすために、エコドライブを啓発します。 燃費を意識した運転を心がけ、環境にやさしい走りを実践しましょう。	生活環境課	○	○
③ 環境負荷を減らすために、公共交通や自転車、歩行への転換を促します。 できるところから車の利用を減らし、環境にやさしい移動を心掛けましょう。	商工観光課	○	○
④ 移動手段を確保するために、デマンド交通 ⁵⁸ と路線バスの利用を促進します。 身近な公共交通を積極的に利用しましょう。	商工観光課	○	○
⑤ 公共交通の利用を広げるために、しなの鉄道の利用促	商工観光課	○	○

⁵⁸ 【デマンド交通】路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関のこと。事前予約により運行し、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由な組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。

進に取り組みます。 通勤やお出かけ等日常の移動に活かしていきましょう。			
⑥ 移動の利便性を高めるために、観光客と住民の二次交通を検討します。	商工観光課	○ 観光客	
⑦ 脱炭素交通を進めるために、EVなどクリーンエネルギー車の普及を促進します。（クリーンエネルギー自動車 ⁵⁹ の普及・EV（電気自動車）・PHEV ⁶⁰ ・ハイブリット車・FCV（燃料電池車） ⁶¹ 等） 次世代のクリーンな車の利用を進め、環境にやさしい移動を広げていきましょう。	総務課 生活環境課	○	○
⑧ EVなどクリーンエネルギー車の普及を図るため、公共施設等への充電ステーションの設置を促進します。 充電設備の導入や利用促進に取り組み、地域での脱炭素化を進めていきましょう。	生活環境課		○

事業 3-2-3：食における行動変容の促進

内 容	担当	市民	事業所等
① 環境負荷を減らすために、市民・事業者・市が連携してフードマイレージの少ない食品の利用を促進します。 地元でとれた食材を選び、環境にやさしい食生活を心がけましょう。	生活環境課	○	○
② ごみ削減と資源の有効活用のために、市民・事業者・市が連携してフードロス削減に取り組みます。 食べきりや適量購入を心がけ、食べものを大切にする暮らしを広げていきましょう。	生活環境課	○	○

⁵⁹ 【クリーンエネルギー自動車】エコカー、または低公害車ともいう。環境に配慮された自動車の総称。

⁶⁰ 【PHEV】プラグインハイブリッド車の略語。ガソリンと電気の両方で走行できる自動車。

⁶¹ 【FCV】Fuel Cell Vehicle の略語。燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーで、モーターを回して走る自動車のこと。

【施策 3-3】ごみ減量と適正処理

■取組内容

令和5年度の県内19市の1人1日あたりのごみの排出量は、本市が524gと最も少なく、全国的にごみ排出量の少ない長野県平均は770gを大きく上回る高い水準となっています。本市が、独自の生ごみリサイクルや市民啓発活動を通じて取組んできた成果が表れていると言えます。

今後も、ごみの適正処理のため、引き続き上田地域広域連合による処理体制を維持します。また、ごみの減量化をさらに推進するため、紙ごみの資源化、生ごみの分別収集の推進、ダンボール式をはじめとする家庭での堆肥化の普及に加え、プラスチックの使用削減や繰り返し使える製品の利用促進などの取組みを行い、特にリサイクルに先立つリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）を積極的に推進します。

■主な施策

事業 3-3-1：ごみの減量化（ごみの排出前）

内 容	担当	市民	事業所等
(1) 一般廃棄物処理基本計画の推進による3Rの実践			
① 資源を大切に使うために、ごみの発生抑制と再利用・再資源化を進めます。	生活環境課		
② 地域のごみ削減を進めるために、ごみ減量アドバイザーによる啓発を行います。 分別やりサイクルを徹底し、生活スタイルを見直すなど、身近なところからごみの減量に取り組みましょう。	生活環境課	○	
(2) 生ごみの減量化・堆肥化の推進			
① 食品廃棄物を資源として有効に活用するために、生ごみリサイクル施設の安定稼働を図るとともに、生ごみの堆肥化を推進します。	生活環境課	○	○
② 家庭での生ごみの減量と資源の有効活用を進めるために、生ごみは可燃ごみと分けて出し、分別収集中に積極的に協力するとともに、生ごみ堆肥の利活用を進め、地域での資源循環を図りましょう。	生活環境課	○	
③ ダンボール堆肥化や水切りの徹底、食品ロス ⁶² の削減など、家庭でできる生ごみの減量方法について啓発を進めます。 家庭や事業所でも身近な工夫を取り入れ、生ごみを減らして資源を有効に活用しましょう。	生活環境課	○	○

⁶² 【食品ロス】本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

(3) 分別と資源化の推進			
	生活環境課	○	○
① 資源循環を進めるために、容器包装プラスチックや紙類、剪定枝の分別と資源化を推進します。 家庭や事業所において分別と再資源化を徹底し、資源循環の推進に取り組んでいきましょう。			
② 事業系ごみを適正に処理するために、排出抑制と適正処理の指導を行います。 事業所においては、廃棄物の削減と適正な処理に取り組み、環境に配慮した事業活動を推進しましょう。	生活環境課		○
③ 誰もが分別しやすい環境を整えるために、多言語による分別ルールをポスターやウェブサイトで周知します。	生活環境課		
(4) 庁内率先行動・グリーン購入の推進			
① 行政が率先して庁舎内の分別とリサイクルを徹底します。	生活環境課		
② 環境負荷を減らすために、環境配慮製品を優先して購入します。	総務課		

事業 3-3-2：ごみの適正処理（ごみの排出後）

内 容	担当	市民	事業所等
(1) 広域的なごみ処理体制の安定運用			
① 廃棄物処理を効率的に行うために、上田地域広域連合と連携して運営を進めます。	生活環境課		
② 安定した処理体制を維持するために、市の最終処分場の延命化を図るとともに、上田地域広域連合のごみ処理によるごみ処理広域化に対応した中継施設等の整備を計画的に進めます。	生活環境課		
(2) 有機性資源の地域内循環の促進			
① 生ごみ堆肥化を推進し、資源の循環利用を進めます。 生ごみの有効活用に取り組み、循環型地域づくりに協力しましょう。	生活環境課	○	○

基本目標4 市民や事業者との連携・協働の推進



環境に対する意識や行動を変化させるためには、学習や体験が重要な役割を果たします。市民・事業者・行政が環境学習などを通して様々な環境問題に対して理解を深めることで、自主的かつ積極的に環境保全活動を喚起していくことが大切です。

「東御市や地球の環境を守る」あるいは「次の世代に良い環境を残す」などの大きな目標を共有することで、市、市民、事業者などが適正かつ公平な役割分担のもとで相互に連携・協力する仕組みづくりを進めることにより、恵み豊かな環境を未来へつなげます。

▼基本目標4の成果指標

項目	単位	現状（令和6年度）	目標（令和12年度）
まちをきれいにする 月間の市民参加人数の割合	%	人口の 22%	人口の 22%
ごみ減量アドバイザーなど 環境活動推進員の育成数	人	113	123
湯の丸保全活動参加者数	人	170	190

【施策 4-1】環境教育の推進

■取組内容

市民の環境を保全する意識を高めるため、保育園・学校や地域での環境教育を継続して実施します。また、大人に対しても脱炭素・生物多様性など新たなテーマを取り入れた啓発と情報提供を行うことで、市民全体が自ら行動する意識の醸成を図ります。

事業 4-1-1：学校や地域での環境教育の推進

内 容	担当	市民	事業所等
① 子どもの環境意識を高めるために、保育園・学校と地域・企業が連携した環境教育を推進します。 日常生活の中で子どもと一緒に環境にやさしい行動を実践し、学びを支えていきましょう。	生活環境課 保育課 教育課	○	○
② 環境に配慮した学習環境を整えるために、保育園・学校施設の省エネ化やグリーンカーテン設置を支援します。 家庭や地域でも省エネや緑化活動に取り組み、子どもたちの学びを支えていきましょう。	生活環境課 保育課 教育課	○	
③ 自然への理解を深めるために、子ども・市民等を対象とした自然観察会や森林・農業体験、河川に親しむ機会を設けます。 自然に親しみながら学び、地域の豊かな自然を守っていきましょう。	生活環境課 教育課 農林課	○	
④ 地域と共に学ぶ機会を増やすために、市内保護団体と連携した環境学習を充実させます。 学びの機会に参加し、地域の自然や環境を大切にしていきましょう。	文化・スポーツ振興課	○	○
⑤ 循環型社会 ⁶³ の理解を深めるために、給食や地産地消を通じた循環学習を推進します。 地元の食材を選び、食べものや資源を大切にする暮らしを心がけましょう。	教育課 保育課	○	○

⁶³ 【循環型社会】大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。「循環型社会基本法」では、第一に製品等が廃棄物となることを抑制し、第二に排出された廃棄物はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することを徹底することにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

事業 4-1-2：環境に関する情報提供の推進

内 容	担当		
① 環境への理解を深めるために、市民や事業者へ環境情報を提供し学習機会を確保します。 情報を活用して学び、環境にやさしい行動を広げていきましょう。	生活環境課	○	○
② 身近に環境学習の機会をつくるために、「くらしを見直そう展」など既存イベントで啓発します。 イベントに参加して学び、日常生活や事業で環境に配慮した行動を広げていきましょう。	生活環境課	○	○
③ 環境施策を共有するために市の環境状況や施策の進捗を公開します。 情報を活用し、地域と協力して持続可能なまちづくりに取り組みましょう。	生活環境課	○	○

【施策 4-2】環境保全活動の推進

■取組内容

行政による環境保全には限界があり、市民・企業・NPO 等とのパートナーシップ型で環境政策を推進することが極めて重要であるため、施策 1-3 までに挙げた生活環境・自然環境・地球環境など様々なレベルで協働を推進します。

事業 4-2-1：市民・事業者・行政の連携・協力による「生活環境」の保全

内 容	担当	市民	事業所等
① 地域の身近な環境保全の取組を広げるために、ごみ減量アドバイザー、河川モニターなど環境保全活動のリーダーを育成します。 活動に関心を持ち、地域の環境を守る取り組みに参加していきましょう。	建設課 生活環境課	○	
② 地域の環境を住民自らが改善していくために、道路や河川の清掃、花壇整備や緑化活動、「まちをきれいにする月間」での清掃、資源回収などの環境保全活動を支援します。 身近な場所での活動に参加し、地域の環境と一緒に守っていきましょう。	建設課 生活環境課	○	○
③ 協働による環境保全を進めるために、景観を保全する活動やペットとの共生を推進する活動について、地域団体や NPO・ボランティア団体と連携し情報交換を促進します。 地域の取り組みに参加し、自然や景観、動物と共に暮らす環境を大切にしていきましょう。	建設課 生活環境課	○	○

事業 4-2-2：市民・事業者・行政の連携・協力による「自然環境」の保全

内 容	担当	市民	事業所等
① 身近な動植物を守るため、保護団体・企業・市民等と連携し希少種の保全に取組むとともに、外来種の侵入・拡大を防ぎます。 日常の暮らしや活動で外来種の拡大防止に取り組み、地域の生態系を守っていきましょう。	生活環境課	○	○
② 自然を学び楽しむ機会を広げるために、湯の丸高原のガイド等を養成するとともに、自然体験講座等の開催を通じて、自然環境保全の意識啓発を図ります。 自然に親しみながら学び、地域の豊かな自然を守り育てていきましょう。	商工観光課 生活環境課	○	

事業 4-2-3：市民・事業者・行政の連携・協力による「地球環境」の保全

内 容	担当	市民	事業所等
① 地域で脱炭素を進めるために、地球温暖化防止に取り組む市民活動を促進します。 身近なところからできる脱炭素の取組を実践し、地域と一緒に地球温暖化対策を進めていきましょう。	生活環境課	○	○

第5章 計画の推進

本章では、「第3次環境基本計画」を推進する上での本市の基盤となる考え方を示す「基本理念」と本計画によって達成したい姿を示す「基本目標」を説明します。また、「基本目標」を達成するために、どのような手段・手法を用いるかを示す「施策体系」についても説明します。

1. 環境指標

本市が目指す望ましい環境像の実現に向け、環境指標を設定します。

これらの指標は、「生活環境」「自然環境」「地球環境」「環境保全活動」の4つの基本目標ごとに、環境の状況や施策・市民活動の成果を評価する目安となるものです。

環境目標	指標	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)
1 安心して暮らせる快適なまちづくり				
【施策 1-1】 水環境の保全と 良質な水資源の確保	千曲川の水質状況 BOD (生物化学的酸素要求量) 値	mg/l	0.62	2.00 以下 環境基準 河川A類型
【施策 1-2】 大気環境の保全	道路沿線の二酸化窒素濃度	ppm	0.007	0.06 以下 環境基準 大気
	野焼き苦情件数の推移	件	27	20 件以下
2 自然を保全し、共に生きるまちづくり				
【施策 2-1】 森林・農地の保全	荒廃農地面積	ha	330	320
	森林整備面積	ha	22 (令和2-6 年度平均)	22
	森林に関する学習会の開催数	回	1	1
	希少生物に関する学習会 の開催数	回	1	1
【施策 2-4】 風景・景観の保全	屋外広告物及び景観保全の 啓発に関するイベント開催数	回	2	3
3 地球環境に配慮したまちづくり				
【施策 3-1】 地球温暖化対策の推進 (設備投資・森林吸収等)	住宅用太陽光発電 システム導入	kW	7,669	9,706
	再生可能エネルギー自給率	%	93.5	105
	ごみ（一般廃棄物）の 総排出量	t	5,625	5,392
4 市民や事業者との連携・協働の推進				
【施策 4-2】 環境保全活動の推進	まちをきれいにする 月間の市民参加人数の割合	%	人口の 22%	人口の 22%
	ごみ減量アドバイザーなど 環境活動推進員の育成数	人	113	123
	湯の丸保全活動参加者数	人	170	190

2. 計画の推進体制

本市が目指す望ましい環境像を実現するためには、「市・市民・事業者」がそれぞれの役割を認識し、各主体が自主的に環境の保全に取り組み、相互に連携・協働しながら本計画を推進していくことが必要です。また、広域的な取組みが必要な環境問題なども考慮し、国や県、関係機関等との連携を図りながら、本計画の各施策を関係者一体となって総合的かつ効果的に推進していきます。

(1) 庁内体制による推進

本計画の施策の対象は広範囲に及ぶため、計画に定める施策の推進に際しては、庁内関係部局間の連携・協力が不可欠です。総合的かつ効果的に本計画を推進するため、東御市環境審議会（以下、「審議会」という。）の意見を聴きながら、環境推進委員会（庁内）により各施策の進行状況の把握や点検、関係部局間の連携、調整を図ります。

(2) 環境審議会

審議会は、「東御市環境をよくする条例」に基づき、本市の区域における環境の保全に関し、基本的事項を調査審議するために条例で定めた機関であり、学識経験を有し、また、市内の公共的団体を代表する方々で組織しています。審議会では、環境基本計画の報告を受けて点検・評価を行い、計画全体の進捗状況について確認し、また、必要に応じて計画の見直しなどについて、専門的に幅広い見地から 調査審議を行っていきます。

(3) 環境市民会議

東御市環境市民会議（以下、「市民会議」という。）は、第1次環境基本計画策定のために設立され、計画策定後は計画の実行部隊として活動している団体です。望ましい環境像の実現を目的に、市民・事業者・行政の協働のもと、取組を推進していきます。

(4) 市民・市民団体、事業者の参画

環境保全に関する施策などを総合的かつ効果的に進めていくためには、市民会議など市民や自治会等の市民団体、事業者の皆さんとの協力や自主的、広域的な活動が重要となります。

市民や事業者の皆さんの協力のもと、環境教育や環境学習などによる意識啓発の充実を図り、市の広報紙やホームページなどによる情報提供を充実させ、自主的な取組に対する支援策などを講じていきます。また、情報交換や連携・協働のための協議の場などの整備について検討し、市民や事業者の皆さんからの意見を広く求めていきます。

(5) 庁内体制による推進広域的な連携、協力体制

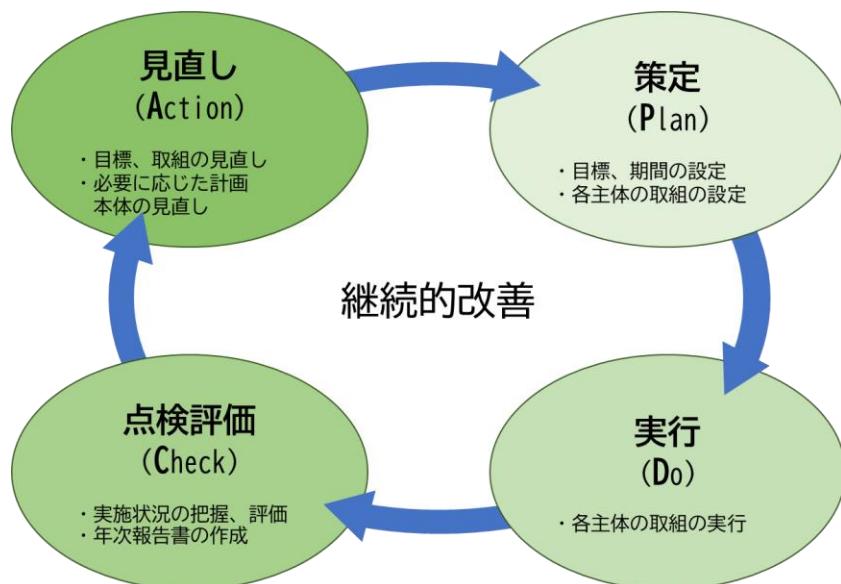
本計画に基づく施策の推進には、国や県、周辺自治体や関係機関などと協力して解決していかなければならない環境問題もあります。市域を超えた広域的な取組みが必要である大気汚染や水質汚濁、地球温暖化などの環境問題に対しては、今後も国や県、周辺自治体や関係機関などとの積極的な情報・意見交換に努め、連携と協力体制を強化していきます。

3. 計画の進行管理

(1) 計画の点検・評価

本計画の進捗状況については、「PDCAサイクル」に沿って定期的な点検・評価を行うことにより、本市の環境について継続的な改善を図っていきます。本計画の進行に当たっては、計画に示した施策や取組みが確実に推進できるように努めます。

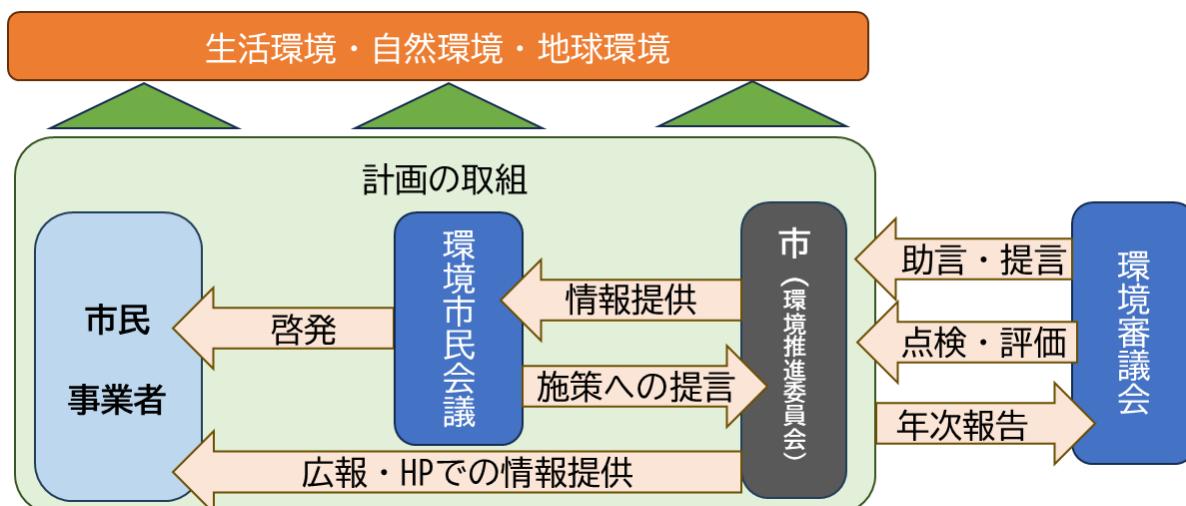
図表 24 PDCA サイクル図



(2) 推進及び進行管理の構造

本計画を協働で進めていくため、市では施策や事業の進捗状況を的確に把握し、本市のホームページなどを利用し、広く公表していきます。また、環境審議会及び環境市民会議に計画の進捗状況や課題を報告し、助言・提言などを受けながら、本計画の中間年次においては、施策の取組状況を点検し、必要に応じて計画を見直すこととします。

図表 25 進行管理の構成図



資料編

1. 用語解説

あ行	
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
ウッドショック	2021年頃にアメリカでの新築需要の増加や、新型コロナウイルスの影響による世界的な物流の停滞などを主な原因として、木材の需要が供給を上回り、価格が急騰した現象。
エコツーリズム	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内・助言を受け、その自然観光資源の保護に配慮しつつ自然観光資源とふれあい、知識・理解を深める活動。
SDGs	Sustainable Development Goals の略語。2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成される。
FCV（燃料電池車）	Fuel Cell Vehicle の略語。燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーで、モーターを回して走る自動車のこと。
温室効果ガス	大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する気体。 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、次の7種類を定めている。 ・二酸化炭素(CO ₂)・メタン(CH ₄)・一酸化二窒素(N ₂ O) ・パーフルオロカーボン(PFC _s)・ハイドロフルオロカーボン(HFC _s) ・三フッ化窒素(NF ₃)・六フッ化硫黄(SF ₆)
か行	
科学的管理	被害把握、防護柵維持管理、捕獲体制などの要素を統合的に運用し、効率的に成果を上げるマネジメントのこと。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量を、植林などによる吸収量で差し引きゼロにすること。
合併処理浄化槽	し尿と台所や風呂から出る排水を合わせて処理する浄化槽のこと。
環境保全型農業	農業が有する物質循環型産業の特質を最大限に活用し、環境保全機能を向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指す農業のこと。
危険空き家	「空家等対策特別措置法」に基づき、そのまま放置すると倒壊等著しく衛生上有害、著しく景観を損なう等の影響が懸念され、放置することが不適切である空き家。
クリーンエネルギー自動車	環境に配慮された自動車の総称であり、大気汚染物質の排出量低減等に配慮した低公害車のこと。ガソリン等を燃料とする従来車と比較して、CO ₂ 排出量等が低減されている。

光化学オキシダン ト	太陽光の下で窒素酸化物 (NO_x) と揮発性有機化合物 (VOC) が反応して生じる強い酸化性ガスの総称。主成分はオゾン (O_3) で、環境基準は1時間値 0.06 ppm 以下。春～夏の晴天・弱風で上昇し、目・喉の刺激、咳、頭痛、呼吸機能低下などの影響がある。
さ行	
再生可能 エネルギー	太陽光・太陽熱・風力・水力・地熱等、自然に常に存在するエネルギーのこと。資源が枯渇せず、繰り返し利用できることや、発電時に CO_2 をほとんど排出しないという特徴がある。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。「循環型社会基本法」では、第一に製品等が廃棄物となることを抑制し、第二に排出された廃棄物はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することを徹底することにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
森林吸収量	森林吸収量の推計値の算出については、長野県の森林吸収量を県と町の森林面積の割合で案分し、15.3 千 t- CO_2 と試算した。
生態系	ある地域における生物群集と非生物的環境が相互関係をもったまとまりの中での物質循環やエネルギー流からなる機能系として捉えられるもの。人類もまた一構成要素として、その生存のために生態系から様々な資源と環境保全機能の恩恵を受けている。
生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物等地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性という3つのレベルの多様性からなる概念。
ZEH(ゼッチ)	net Zero Energy House の略語。「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味。 家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電等で創るエネルギーと同じにして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家を指す。
ZEB (ゼブ)	エネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極活用ができる建築設計や設備を導入し、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。
ゼロカーボン	地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量を、森林等が吸収する量以下にすることで、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすること。
た行	
太陽光発電	太陽光を太陽電池により電力に変換する発電方式。再生可能エネルギーである太陽エネルギーの利用方法の一つ。

地球温暖化	近年の人為的な温室効果ガス（二酸化炭素やメタン等）の放出増大に伴って、地球の平均気温が上昇している状態。気温・水温の上昇によって、海面の上昇をはじめ洪水や干ばつ等の気象への影響、生態系の変化が危惧されている。
蓄電池	放電したら終わる乾電池と異なり、電気エネルギーを貯蔵でき、必要なときに放電できる充電可能な電池。
デマンド交通	路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関のこと。事前予約により運行し、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由な組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
な行	
野焼き	木くずや廃プラスチックなどを屋外で燃やしたり、簡易な構造の焼却炉で燃やしたりする、いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されている。ただし、社会の慣習上やむを得ない焼却（どんど焼きなど）や、田畠の土手焼きなどの農業を営むためにやむを得ない焼却などは、例外とされる。本市では野焼きによる煙やにおいに対する苦情が多くあるため、野焼きの原則禁止などの正しい情報について、市民への広報・啓発に努めている。
は行	
BOD	「生物化学的酸素要求量」(Biochemical Oxygen Demand) の略で、水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量を表す。この数値が大きいほど、水が汚れていることを意味する。
微小粒子状物質	直径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の極めて細かい粒子のことで人体に悪影響がある。年平均 $\leq 15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、1日平均 $\leq 35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ が日本の環境基準。発生源は2つあり、燃焼による粉塵・火山灰・黄砂の発生によるものと、大気中の SO_x ・ NO_x ・ VOC ・ NH_3 が大気中で反応し硫酸塩・硝酸塩・有機粒子などになるものがある。
PHEV	プラグインハイブリッド車の略語。ガソリンと電気の両方で走行できる自動車。
PPA	電力購入契約 (Power Purchase Agreement) の略。PPA事業者が設置費用やメンテナンス費用を負担し、導入する側の敷地（屋根や空きスペース）に太陽光発電設備を設置し、そこで発電した電気を導入側が購入する仕組み。初期費用をかけずに太陽光発電を導入でき、電気代の削減や脱炭素化に貢献できる。
不法投棄	投棄物は家庭ごみや家電、建設廃材、タイヤなど多様。
ま行	
マルチベネフィット	長野県では、SDGs と同様に1つの施策によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指している。また、施策の推進に当たっては、あらゆる主体のパートナーシップにより、経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指している。